

アイルランド
特許規則

2012年9月3日までの改正を含む2012年9月7日命令書No. 334により改正された1992
年規則

目次

序

- 規則 1 引用
- 規則 2 施行
- 規則 3 解釈
- 規則 4 現行規則の廃止等

法第 II 部第 II 章に関する規則

- 規則 5 展示証明書

法第 II 部第 III 章に関する規則

- 規則 6 発明者の特定
- 規則 7 発明者として記載される権利
- 規則 8 特許付与の願書の様式
- 規則 8A 出願人の名称及び宛先
- 規則 8B 出願手数料の納付に係る所定期間—第 18 条(3)
- 規則 9 発明の名称
- 規則 10 明細書
- 規則 10A 説明の翻訳文
- 規則 10B 第 23 条(1)(c)(ii)に基づく言及
- 規則 11 クレーム
- 規則 12 図面
- 規則 13 要約
- 規則 14 生物学的材料に関する要件
- 規則 15 出願に伴う書類の様式
- 規則 16 その後に提出される書類
- 規則 17 単一の発明概念；容認されるクレーム
- 規則 18 図面の遅延提出又は不提出に係る所定の期間
- 規則 19 クレーム及び要約の提出に係る所定の期間
- 規則 19A 第 23 条(8)(b)に基づく請求に係る要件
- 規則 20 分割出願に関する規定
- 規則 21 優先期間
- 規則 22 優先権の宣言及び優先権書類
- 規則 23 出願の公開

法第 II 部第 IV 章に関する規則

- 規則 24 調査の請求
- 規則 25 対応する外国出願
- 規則 26 所定の外国等
- 規則 27 第 30 条に基づく証拠
- 規則 28 証拠に基づく補正
- 規則 29 特許付与手数料の納付期間
- 規則 30 特許付与願書の補正
- 規則 31 説明、クレーム又は図面の補正
- 規則 32 特許証
- 規則 33 出願更新手数料
- 規則 33A 回復の申請
- 規則 33B 出願の回復に対する異議申立

法第 II 部第 V 章に関する規則

- 規則 34 特許更新手数料
- 規則 35 回復の申請
- 規則 36 回復に対する異議申立
- 規則 37 回復に関する措置
- 規則 38 回復の条件(2009 年廃止)
- 規則 39 特許明細書の補正
- 規則 40 特許の放棄

法第 II 部第 VIII 章に関する規則

- 規則 41 長官による特許の取消
- 規則 42 取消手続における費用の裁定
- 規則 43 長官の発意による特許の取消

法第 III 部に関する規則

- 規則 44 短期特許付与の請求
- 規則 45 調査の請求

法第 IV 部に関する規則

- 規則 46 実施許諾用意によるライセンスが利用可能である旨の記入の申請
- 規則 47 ライセンスの条件の設定に係る申請
- 規則 48 実施許諾用意の記入の取消
- 規則 49 取消に対する異議申立
- 規則 50 強制ライセンス等に係る申請
- 規則 51 長官による証拠の検討
- 規則 52 申請に対する異議申立

法第 VI 部に関する規則

- 規則 53 長官の命令に続く新規出願の提出
- 規則 54 特許移転に続く実施継続の請求

法第 VII 部に関する規則

- 規則 55 登録簿への記入
- 規則 56 登録簿の閲覧
- 規則 57 登録簿中の名称等の変更
- 規則 58 権原等の登録申請
- 規則 59 登録簿における利害関係の記入の取消等
- 規則 60 更新手数料の納付の登録簿への記入
- 規則 61 登録簿の訂正
- 規則 62 長官の証明書の請求
- 規則 63 書類の写しの請求
- 規則 64 情報の請求
- 規則 65 書類の閲覧及びデータの公表
- 規則 66 調査の請求

法第 VIII 部に関する規則

- 規則 67 聴聞の通知
- 規則 68 聴聞の申請及び聴聞に出席する意図の通知
- 規則 69 決定の通知
- 規則 70 費用の担保
- 規則 71 誓約書の様式
- 規則 72 国外で誓約書を徴する者
- 規則 73 証明のための誓約書を徴する職員の印章に関する認知
- 規則 74 証拠等の提出時期
- 規則 75 裁判所に対する申請の通知
- 規則 76 裁判所の命令の通知

法第 IX 部に関する規則

- 規則 77 就業日及び時間
- 規則 78 非就業日

法第 X 部に関する規則

- 規則 79 特許代理人への委任
- 規則 79A 資格等の証拠
- 規則 79B 一定の事情変更の長官への通知
- 規則 80 特許代理人の承認
- 規則 81 特許代理人の居所

法第 XI 部に関する規則

規則 82 誤謬の訂正

規則 82A 出願の取下における誤謬の訂正請求に対する異議申立

法第 XII 部に関する規則

規則 83－規則 83B (2012 年廃止)

規則 84 欧州出願のクレームの翻訳文

規則 85 補正した翻訳文の序による公表

規則 86 欧州特許出願の変更

規則 87 国際出願の序への提出

規則 88 情報の伝達

総則

規則 89 手数料

規則 90 様式

規則 91 書類の署名

規則 92 送達宛先

規則 93 特許代理人による代理

規則 94 書類の提出

規則 94A 書類の提出

規則 95 外国語による書類

規則 96 証拠, 署名等を免除する権限

規則 97 補正の一般的権限

規則 98 期間を延長する一般的権限

規則 98A 長官が定めた期限の延期

規則 99 出願の回復(2009 年廃止)

附則 I 納付手数料

附則 II 様式

附則 III 廃止規則

序

規則 1 引用

本規則は、1992年特許規則として引用することができる。

規則 2 施行

本規則は、法の施行を定める第1条(2)に基づき大臣が指定する日に施行する。

規則 3 解釈

本規則において、

(1) 「法」とは、1992年特許法をいう。

「様式」とは、附則 II に定める様式をいう。

「施行規則」とは、欧州特許条約の施行規則をいう。

(2) 本規則において、別段の指示がない限り、

(a) ある個別規則の番号に言及するときは、当該番号を付した本規則の個別規則を指し、項又は名称如何を問わずその他の区分に言及するときは、当該言及がされている個別規則又は場合により規定の項又はその他の区分を指すものとする。

(b) ある条の番号に言及するときは、当該番号を付した法の条を指すものとする。

規則 4 現行規則の廃止等

(1) (2)に従うことを条件として、本規則附則 III に掲げる規則は廃止する。

(2) 前記の規則は、法第5条及び法第1附則により1964年特許法の規定を継続適用する事項に継続して適用される。

法第 II 部第 II 章に関する規則

規則 5 展示証明書

(1) 第 12 条(1)(b)に従って考慮されることがない発明を構成する事項の開示を希望する特許出願人は、特許出願をした時に、当該発明が国際博覧会で展示された旨を書面により長官に通知する。

(2) 出願人は、特許出願の日から 4 月以内に、博覧会における工業所有権保護の責任がある当局が博覧会で発行し、当該博覧会で当該発明が実際に展示されたことを記載する、第 12 条(1)(b)にいう証明書を提出する。証明書には、博覧会の開会日、及び発明を最初に開示した日が当該博覧会の開会日と一致しない場合は最初に開示した日も記載する。証明書には、前記の当局が正式に認証した発明の同一性を証明する書類を添付する。

法第 II 部第 III 章に関する規則

規則 6 発明者の特定

(1) 規則 86(1)及び(2)の規定に従うことを条件として、出願人が単独発明者でない場合又は複数の出願人が共同発明者でない場合は、第 17 条(2)に基づく陳述書であって、発明者を特定するもの、及び第 17 条(2)(b)に基づき要求されるときは特許を付与されるべき出願人の権利の由来を特定するものを、優先日後又は優先権の主張が行われないうときは出願日後 16 月の期間内に様式 2 により作成する。

(2) (1)にいう陳述書は、出願日に提出される場合は、様式 1 により作成する。

(3) 第 81 条に基づく分割出願又は新規出願が(1)に定める 16 月の期間後に出願される場合は、分割出願又は場合により新規出願が実際に行われた日において当該規定の要件が満たされていない場合がある。

規則 7 発明者として記載される権利

(1) 次の主張を行う者による第 17 条(1)又は(3)に従う長官への申請には、依拠する事実を完全に述べる陳述書 2 通を添付しなければならない。

(a) 当人が、当該発明について付与された特許若しくは公開された特許出願の明細書に発明者若しくは共同発明者として記載されるべきであったこと、又は

(b) 当該発明について付与された特許若しくは公開された特許出願の明細書に単独発明者若しくは共同発明者として記載された者がそのように記載されるべきでなかったこと

(2) 長官は、当該申請書及び陳述書の写し 1 通を次の者に送付する。

(a) (第 17 条の出願人自身以外の)特許出願人又は特許所有者として登録されているすべての者

(b) 特許出願又は第 17 条(2)(a)に基づき提出した陳述書において当該発明の発明者若しくは共同発明者であるか又はそのように信じられると確認されているすべての者、及び

(c) (1)に基づく申請によりその利害関係が影響を受けると長官が認めるその他すべての者

(3) 申請書及び陳述書の写しを受領する者であって当該申請に異議を申し立てることを希望するものは、受領から 3 月以内に、当該異議申立の理由を完全に述べる反対陳述書 2 通を提出するものとし、長官は、反対陳述書の写し 1 通を反対陳述書の当事者以外で本条規則にいうすべての者にそれぞれ送付する。

(4) 長官は、その後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

規則 8 特許付与の願書の様式

第 18 条にいう特許付与の願書は、様式 1 により作成する。

規則 8A 出願人の名称及び宛先

(1) 第 23 条(1)(b)に基づき特許庁に提出された書類に出願人の名称及び宛先が含まれ

ていない場合は、長官は、これらが必要である旨を出願人に通知する。

(2) 出願人が(1)に基づく通知を受けた場合は、出願人は、通知日に開始する2月の期間の満了前に、その名称及び宛先を届け出なければならない。そうしなかった場合は、長官は、(3)に従うことを条件として、出願を拒絶する。

(3) 長官は、(2)にいう期間内になされた請求に基づき、1月を超えない範囲で当該期間を延長することができる。

規則 8B 出願手数料の納付に係る所定期間—第 18 条(3)

(1) 所定の出願手数料は、出願日から1月以内に納付する。

(2) 出願手数料が(1)の期間内に納付されなかった場合は、長官は、出願人に対し、出願手数料を所定の追加手数料と共に当日から1月以内に納付するよう求める。

規則 9 発明の名称

特許付与の願書に記載する発明の名称は、明細書における名称と同一でなければならない。

規則 10 明細書

第 18 条に従って特許出願の一部を形成する明細書は、発明の名称(簡潔で、かつ、発明が関係する事項を指示しなければならない)から始め、発明の説明、クレーム及び存在する場合は図面の順で続けなければならない。

規則 10A 説明の翻訳文

(1) (a) 第 23 条(1)(c)(i)に基づき特許庁に提出された書類にアイルランド語又は英語以外の言語による発明の説明が含まれている場合、及び

(b) 出願人が前記の説明のアイルランド語又は英語への翻訳文にそれが当該説明の完全かつ正確なアイルランド語又は英語への翻訳文である旨の宣言を付して提出しなかった場合は、長官は、出願人に対し、そのような宣言を付した当該翻訳文が必要である旨を通知する。

(2) 出願人が(1)に基づく通知を受けた場合は、出願人は、通知の日に開始する2月の期間の満了前に、当該説明の翻訳文に宣言を付して提出する。そうしなかった場合は、長官は、(3)に従うことを条件として、当該出願を拒絶する。

(3) 長官は、(2)にいう期間内になされた請求に基づき、1月を超えない範囲で当該期間を延長することができる。

規則 10B 第 23 条(1)(c)(ii)に基づく言及

(1) 第 23 条(1)(c)(ii)に基づく言及には次のものが含まれる。

(a) 先の関係出願の出願日

(b) その出願番号、及び

(c) 当該出願が行われた国又は当該出願が行われた対象国

(2) (3)に従うことを条件として、(2006 年特許(改正)法第 6 条により挿入された)第

23 条(9)(c)(ii)に基づき提出された出願書類の写しは、

(a) その提出先当局により適正に認証され、かつ

(b) それがアイルランド語又は英語以外の言語による場合は、次のものが添付されていなければならない。

(i) 当該出願書類のアイルランド語若しくは英語への翻訳文、又は

(ii) 第 23 条(9)(c)(i)に基づき提出された説明が当該規定の(ii)に基づき提出された出願書類に含まれる説明のアイルランド語若しくは英語への完全かつ正確な翻訳文である旨の宣言

(3) 出願書類又は出願書類の写しは、それが庁に保管されている場合は、第 23 条(9)(c)(ii)の適用上、本規則に基づいて提出されたものとして取り扱う。

(4) (5)に従うことを条件として、第 23 条(9)(c)(i)及び(ii)適用上の所定期間は、出願日に開始する 4 月とする。

(5) (4)に定める期間の満了後に、第 81 条に基づき分割出願又は新規出願がされる場合は、第 23 条(9)(c)(i)及び(ii)の適用上定められる期間は、分割出願又は新規出願の出願日から 2 月とする。

規則 11 クレーム

(1) 第 21 条に従うことを条件として、出願の主題に鑑みて単一クレームで主題を取り扱うことが不適切である場合は、特許出願に、同一カテゴリ(製品、方法、器具又は用途)の 2 以上の独立クレームを含めることができる。

(2) 発明の本質的特徴を記述するクレームは、当該発明を詳細に具体化するため 1 又は 2 以上のクレームにより補足することができる。

(3) 複数のクレームがある場合は、アラビア数字で通し番号を付する。

規則 12 図面

(1) 第 18 条に従って特許出願の一部を構成する図面は、使用可能な表面積が 26.2cm×17cm を超えない用紙を使用する。これらの用紙には、使用可能な若しくは使用した紙面を囲む枠を付してはならない。余白は少なくとも次のとおりとする。

上部：2.5cm

左側：2.5cm

右側：1.5cm

下部：1.0cm

(2) 図面は、次に従って作成する。

(a) 図面は、耐久性がある、黒色で十分に濃く深みのある、均一の太さの明確な線及び筆使いで、彩色を施さずに作成する。

(b) 断面は、参照記号及び引出し線を明確に読み取ることを妨げないようなハッチングで表示する。

(c) 図面の寸法及び鮮明さは、2/3 のサイズに縮小した写真複製でもすべての細部を容易に識別することができるようなものでなければならない。例外的に図面に縮尺を用いる場合は、当該縮尺は図式で表示する。

- (d) 図面に記載するすべての数字，文字及び参照記号は，単純かつ明確でなければならない。括弧，円形又は引用符は，数字や文字と共に使用してはならない。
- (e) 図面のすべての線は，通常，製図器具を利用して作成する。
- (f) 同一図の各要素は，図を明解にするため比率を相違させることが不可欠でない限り，相互の比率が保たれていなければならない。
- (g) 数字及び文字の高さは，0.32cm 未満であってはならない。図面に文字を記入する場合は，ローマ字を，また，その慣行があるときはギリシャ文字を使用する。
- (h) 同一紙面に複数の図を記載することができる。2以上の紙面に描かれた複数の図が全体で1の図を構成することが意図されている場合は，複数紙面に描かれた複数の図は，部分図の何れの部分も隠れることなく組み立てられるよう配置しなければならない。異なる図は，余白を無駄に使うことなく，互いに他の図から明確に分離され，できれば縦に配置されることが望ましい。図を縦に配置することができない場合は，紙面の左側に図の上部がくるように横向きに配置する。異なる図は，ページ番号とは別に，アラビア数字で通し番号を付する。
- (i) 説明及びクレームで言及しない参照記号は，図面に表示してはならず，逆も同様とする。同一図を参照記号で表示する場合は，出願全体を通じて同じ記号で表示しなければならない。
- (j) 図面には，文言を含めてはならない。ただし，絶対的に不可欠な場合に，「水」，「蒸気」，「開いた」，「閉じた」，「AAの断面」等の1又は複数の単語はこの限りでなく，また，電気回路及びブロック図又はフローシートのダイアグラムの場合において理解を得るために不可欠な複数の短い見出し語もこの限りではない。
- (3) フローシート及びダイアグラムは，図面とみなされる。

規則 13 要約

- (1) 第18条に従って特許出願の一部を構成する要約は，発明の名称で始める。
- (2) 要約には，明細書に記載された事項の簡潔な概要を記載する。当該概要は，発明が関係する技術分野を表示し，また，技術上の課題，発明による当該課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を理解させるように作成する。要約には，該当する場合は明細書に含まれる化学式のうち当該発明を最も適切に特徴付ける化学式を記載する。要約には，発明について主張する長所若しくは価値又は思惑的な利用に関する陳述を含めてはならない。
- (3) 要約は，150語を超えないことが望ましい。
- (4) 特許出願が図面を含む場合は，出願人は，要約が公開されるときに要約に添付すべきであると自己が考える図面の図(例外的に図面の複数の図)を表示する。長官は，発明をより適切に特徴付けられると認める場合は，1又は複数の他の図を公開することを決定することができる。要約で言及し，かつ，図面で図解した主要な各特徴には，括弧入りの参照記号を付する。
- (5) 要約は，特に特許出願自体を参照する必要性の有無を判断することを可能にすることにより，特定の技術分野での検索のための効率的な手段となるように作成する。

規則 14 生物学的材料に関する要件

(1) 次の生物学的材料，すなわち，

(a) 出願日に公衆の利用に供されておらず，かつ

(b) 当該技術の熟練者が当該発明を実施できるように明細書で説明できないもの，の使用を伴う発明又はこれに関する発明に係る特許出願又は特許の明細書で，(2)に定める条件の 1(及び(17)が適用される場合に該当するときはそれ以外の条件)が満たされ，かつ，出願時の出願に，生物学的材料の特性に関して出願人が利用可能な関係情報が含まれる場合に限り，当該生物学的材料自体に関して，法の適用上，そのような方法で当該発明を開示するものとして取り扱われる。

(2) (1)にいう条件は，次のとおりとする。

(a) 次に定める条件

(i) 実際の出願日までに，当該生物学的材料の試料(本条規則において「寄託物」という)が，当該生物学的材料の試料(本条規則において「試料」という)を提供することができる寄託機関に寄託されていること

(ii) 寄託機関の名称及び寄託物の受託番号が出願の明細書に示されていること，及び
(iii) 寄託物が出願人以外の者により寄託された場合において，寄託人の名称及び宛先が出願に記載されており，かつ，寄託人が出願人に対し，出願において当該寄託物に言及することを許可したこと及び本規則に基づいて寄託物が公衆の利用に供されることについて無条件かつ取消不能の同意を与えたことを長官に納得させる書類が提出されていること，及び

(b) アイルランドを指定する欧州特許又はアイルランドを指定する欧州特許出願であって，第 119 条及び第 122 条により，それぞれ法に基づく特許又は特許出願として処理されるものの場合は，施行規則の対応規定が遵守されているとの条件，及び(17)が適用される場合は出願人又は所有者が同項に基づき再寄託を行ったとの追加条件

(3) 分割出願の場合を除き，(2) (a) (ii)又は(iii)に定める情報が提出された特許出願に含まれていない場合は，次の何れか早い時に当該情報を出願に追加しなければならない。

(a) 優先日，又は優先権が請求されていない場合は出願日から 16 月の満了前，

(b) 出願人の請求により長官が第 28 条(1)に定める期間満了前に出願を公開する場合は，当該請求の日前

(4) (2) (a) (ii)に定める情報提供は，寄託物((17)により常時利用可能として扱われる寄託物を含む)を随時寄託される寄託機関が，試料の分譲を許可する長官の証明書に試料利用適格者として明示された者であって適正な分譲請求を同機関に行うものに対して当該証明書の受領を受けて試料を利用可能にするについての，同機関に対する出願人の無条件かつ取消不能の同意を構成する。

(5) (1)にいう特許出願の明細書においては，当該の寄託物を寄託する根拠となる国際協定に言及する。

(6) (13)から(16)までが効力を有する場合を除き，(関係する特許又は関係する特許出願が無効にされ又は取り消されたとしても)特許出願の公開後何時でも何人に対しても試料を利用可能にすることを寄託機関に許可する証明書を交付するよう長官に請求

することができる。請求は、様式 6 により行う(試料がブダペスト条約に基づき国際寄託当局に寄託される場合は同様式 2 通をブダペスト条約に基づく規則に規定する様式と共に提出する)。請求には、所定の手数料を添える。

(7) 長官は、(6)に基づき提出された様式の写し及び当該試料の分譲を許可する証明書の写しを次のものに送付する。

(a) 特許出願人又は特許所有者

(b) 寄託機関、及び

(c) 当該請求を行う者

(8) (6)に基づく請求には、当該請求が関係する者による、特許出願人又は特許所有者のための次の誓約を含めなければならない。

(a) 当該寄託物又はそれから派生した材料を他の者に利用させないこと、及び

(b) 発明の主題に関する実験目的のため以外で当該寄託物又はそれから派生した材料を使用しないこと

本項において、寄託物から派生した材料というときは、そのように派生した材料であって当該発明の実施のために必須の寄託物の特性を示すものをいう。

(9) 本項に規定されるるところに従うことを条件として、(8)にいう 2 の誓約は、次の期間中効力を有する。

(a) 特許出願が取り下げられ、取下とみなされ、又は最終的な拒絶の対象となる前の期間。ただし、出願が回復された場合は、回復される前の期間を除く。及び

(b) 出願に基づき特許が付与された場合は、当該特許が有効である期間及び第 36 条(3)にいう 6 月の期間

(10) アイルランドの国の事業のために、第 77 条に定める行為を寄託物に関して行い得るようにする目的で、(8)に定める誓約は、

(a) 政府の各大臣自身、又は当該大臣から書面により権限を付与されたその幹部、一般職員若しくは代理人若しくは本項の適用上当該大臣に代わり行為するその他の者からは要求されず、かつ

(b) 既に当該誓約を与えた者については効力を有さない。

(11) (8)により与えられた誓約は、出願人又は所有者と誓約者との間の合意による一部修正の方法で変更することができる。

(12) (8)による誓約が有効である特許に関して、

(a) ライセンスが権利として利用可能である旨の記入が第 68 条に基づいて登録簿に行われた場合、又は

(b) 強制ライセンスが第 70 条に基づいて付与された場合は、

当該誓約は、当該ライセンスに付与された効力に必要な範囲で効力を有さない。

(13) 第 28 条に基づく特許出願の公開の準備が完了する前に、試料を専門家に限り利用させるべき旨の意思を出願人が様式 7 をもって長官に通知する場合は、(14)から(16)までの規定が効力を有する。

(14) 次の者は、本条規則の適用上専門家として指名を受けることができる。

(a) 自然人。ただし、試料の利用を希望する者が、(16)に基づき申請する際に、当該指名された者が特許出願人の承認を得ている旨の証拠を提出する場合に限る。又は

(b) 欧州特許庁長官により専門家として認められた自然人

(15) 長官は、

(a) (14)から(16)までの規定が効力を有する旨の通知を出願と共に公表するものとし、かつ

(b) (6)から(8)までにも拘らず、

(i) 特許が付与されるまで、又は

(ii) 出願が取り下げられ、取下とみなされ若しくは最終的な拒絶の対象となった場合は出願がなされた日から 20 年間は、

(14)から(16)までに基づく以外に試料の分譲を許可する証明書を交付してはならない。

(16) (a) 試料の利用を希望する者(「請求人」)は、試料の提供を受けさせたい者(「専門家」)を指名して、様式 8 により長官に申請する(寄託物がブダペスト条約に基づき国際寄託当局に寄託される場合は同様式 2 通をブダペスト条約に基づき規則に規定する様式と共に提出する)。請求人は、同時に、(8)に定める内容の専門家による誓約書を提出するものとし、かつ、所定の手数料を納付する。

(b) 長官は、本項に基づき長官に提出された様式の写し 1 通及び試料の分譲を許可する長官の証明書を次の者に送付する。

(i) 特許出願人

(ii) 関係する寄託機関

(iii) 請求人、及び

(iv) 専門家

(17) (a) 本項は、次の何れかの場合に適用される。

(i) 寄託物が次の何れかの理由で寄託した機関から入手することができなくなった場合

(I) 当該寄託物を含む生物学的材料がもはや生存可能でないこと、又は

(II) 何れかの他の理由で、当該機関が試料を提供できないこと

(ii) 寄託機関が次の何れかに該当する場合

(I) 本条規則の適用上、全面的に又は当該寄託物が属する種類の生物学的材料について、寄託機関でなくなったこと、又は

(II) 寄託された生物学的材料に関する機能の遂行を一時的に又は無期限に停止し、かつ、当該生物学的材料の試料を他の寄託機関に移転してそこから引き続き利用可能になるようにしなかったこと

(b) 寄託物の利用可能性の中断が寄託機関により寄託者に通知された日から 3 月の期間内に次の事情があった場合は、当該中断は生じなかったものとみなされる。

(i) 寄託者(又はそれと異なる場合は出願人若しくは所有者)が当該生物学的材料の試料を再寄託し、かつ

(ii) 出願人又は所有者が、再寄託の受託番号及び該当する場合は当該寄託がされた寄託機関の名称を表示するために、第 32 条又は第 38 条に基づく明細書の訂正を請求すること

(c) (a) (i) (I)に規定する場合においては、再寄託は原寄託がされた寄託機関にしなければならない。(a) (i) (II)及び(a) (ii)に規定する場合においては、再寄託を他の寄託

機関にすることができる。

(d) (a) (ii)が適用される場合において、寄託者が寄託物の利用可能性の中断に係る通知を当該事態の発生から6月以内に寄託機関から受けなかったときは、(b)にいう3月の期間は、当該事態が公報において発表された日に開始する。

(e) 再寄託物には、再寄託された生物学的材料の試料が最初に寄託された試料と同一の生物学的材料のものであることを証明する、当該寄託を行う者により署名された陳述書を添付する。

(18) 本条規則において、

「ブダペスト条約」とは、1977年にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関する条約をいう。また、

「国際寄託当局」とは、ブダペスト条約第7条に規定する国際寄託当局の資格を取得した寄託機関をいう。

(19) 本条規則の適用上、「寄託機関」とは、関係するすべての時に、次のことを行う機関である。

(a) 生物学的材料を受領し、受け入れ、保管し、また、その試料を提供する機能を実行すること、及び

(b) 客観的かつ公平な方法でこれらの機能の実行に関連する業務を行うこと

規則 15 出願に伴う書類の様式

(1) 第18条に基づく特許出願を構成する明細書、図面及び要約は、各2通提出する。

(2) 特許出願を構成するすべての書類は、写真、静電加工、写真オフセット及びマイクロフィルム複写による無制限の数の写しの直接的複製が可能ないように提出しなければならない。用紙すべてに、亀裂、しわ及び折れ目があってはならない。特許付与の願書の場合を除き、用紙の片面のみを使用する。

(3) すべての書類に、A4判(29.7cm×21cm)のしなやかで強靱な、なめらかな、白色で光沢がない、耐久性がある紙を用いる。規則12(2)(h)及び本条規則(10)の規定に従うことを条件として、各用紙は、短い辺を上下にして(縦長の位置で)用いる。

(4) 特許出願を構成する各書類(特許付与の願書、明細書、図面及び要約)は、新しい用紙で始める。用紙は、容易にページをめくることができ、取り外したり、元に戻したりすることができる方法で綴じる。

(5) 規則12(1)に従うことを条件として、最低余白は次のとおりである。

上部：2.0cm

左側：2.5cm

右側：2.0cm

下部：2.0cm

(6) 特許明細書を構成する書類の余白は、提出時には完全な空白でなければならない。

(7) 図面を除き、明細書のすべてのページには通し番号を付し、番号はアラビア数字で用紙上部中央に付するが、上部余白に付してはならない。

(8) 図面のすべてのページには、提出時に、別個のシリーズとしての通し番号を付する。当該番号は、アラビア数字で用紙上部中央に付するが、上部余白に付してはなら

ない。

(9) 各ページの説明及びクレームの行は、次のとおりとする。

(a) 5行ごとに、行の左側、余白の右方に番号を付するか、又は

(b) 連続する項に分け、項の番号は、項の左側、余白の右方に付する。

(10) 特許付与の願書、明細書及び要約は、タイプするか又は印刷する。図式記号及び符号並びに化学式若しくは数式に限り、必要な場合は手書又は線で描くことができる。タイプは、1 1/2 スペースとする。文言部分はすべて文字により、大文字の高さは 0.21cm 以上とし、消えない黒インクを用いる。

(11) 特許付与の願書、説明、クレーム及び要約には、図面を含めない。説明、クレーム及び要約には、化学式又は数式を含めることができる。説明及び要約には、表を含めることができる。クレームには、主題に鑑み表を用いることが望ましい場合に限り、表を含めることができる。

(12) 測定単位は、現在の EC 指令に従って SI 単位系で表わす。温度は摂氏で表わす。例外的に異なる単位を使用する場合は、これらの単位は、SI 単位系の用語によっても表わす。SI 単位系の対象となっていない他の物理量は、国際的慣行で認められた単位を使用する。数式については、一般に使用されている記号を、化学式については、一般に使用されている記号、原子量及び分子式を用いる。一般に、当該の分野で一般に認められている専門用語、符号及び記号を使用すべきである。

(13) 術語及び符号は、出願書類全体を通じて一貫していなければならない。

(14) 各用紙は、読みやすく、おおむね抹消がないものでなければならず、かつ、変更、重ね書き及び行間書入れがないものでなければならない。

(15) 説明又はクレームに式が使用されている場合において、長官の指示があるときは、図面と同じ方法で作成したその写しを提出する。

規則 16 その後に提出される書類

(1) 規則 12 及び規則 15 の規定は、特許出願の構成書類を差し替える書類に適用する。

(2) (1)にいう以外のすべての書類は、通常、タイプ又は印刷するものとし、各ページの左側に約 2.5cm の余白を残し、また、規則 15(3)に従う。

(3) 他人に伝えるべき、又は 2 以上の特許出願若しくは特許に関する書類は、十分な数の写しを提出する。

規則 17 単一の発明概念；容認されるクレーム

第 21 条は、特に、同一の特許出願に次を含めることを容認していると解釈される。

(a) 製品の独立クレームに加え、製品を製造するために特に工夫された方法の独立クレーム、及び製品を使用するための独立クレーム、又は

(b) 方法の独立クレームに加え、方法を実施するために特に設計された装置若しくは手段についての独立クレーム、又は

(c) 製品の独立クレームに加え、製品を製造するために特に工夫された方法についての独立クレーム及び当該方法を実施するために特に設計された装置若しくは手段についての独立クレーム

規則 18 図面の遅延提出又は不提出に係る所定の期間

第 23 条(6)及び(7)の適用上、所定の期間は、図面又は説明の一部が第 23 条(1)により出願日として取り扱われる日より遅れて提出された旨又は提出されなかった旨の通知を庁が出願人に送付した日から起算して 2 月とする。

規則 19 クレーム及び要約の提出に係る所定の期間

(1) 第 23 条(9)の適用上、クレーム及び要約の提出に係る所定の期間は、出願日から又は優先権を主張する場合は優先日から 12 月とする。

(2) 先の出願の出願日から又は優先権を主張する場合は優先日から 9 月を超える時に分割出願を提出する場合は、第 23 条(9)の適用上、クレーム及び要約の提出に係る所定の期間は、分割出願の出願日から 3 月とする。

(3) (1)に定める 12 月の期間満了後に、第 81 条に基づき新規の出願をする場合は、新規出願の実際の出願日の時点において当該規定の要件が満たされていなければならない。

規則 19A 第 23 条(8)(b)に基づく請求に係る要件

(1) 第 23 条(8)(b)に基づく請求は、次のとおりでなければならない。

(a) 第 23 条(6)又は(7)に基づき提出された説明又は図面の欠落している部分が、先の関係出願の何れの箇所に含まれていたかを確認するのに十分な情報を含むこと、及び
(b) 第 23 条(6)又は(7)の適用上定められた期間の満了前に行われること

(2) 第 23 条(8)(b)に基づく請求は、次の場合は行われなかったものとみなす。

(a) 先の関係出願に、第 23 条(6)若しくは(7)に基づき提出された欠落部分のすべてが含まれていない場合、又は

(b) 出願人が、すべての先の関係出願の写しで出願先当局により適正に認証されたものを該当期間の満了前に庁に提出しなかった場合

(3) (2)(b)は、先の関係出願又はその写しが庁に保管されている場合は、当該出願に関して適用されない。

(4) 本条規則において、該当期間とは、次の期間のうち何れか先に満了するものをいう。

(a) 宣言された優先日に開始する 16 月の期間、又は

(b) 第 23 条(8)に基づいて請求が行われた日に開始する 4 月の期間

(5) 本条規則は、本規則の施行の日後に提出された出願にのみ適用される。同日前に受領された出願には、規則 19 が引き続き適用される。

規則 20 分割出願に関する規定

(1) 第 24 条にいう分割出願は、次の時に提出することができる。

(a) 先の出願が第 29 条(4)、第 30 条(4)若しくは(5)又は第 32 条の規定に基づき補正された後に分割出願が提出される場合は、当該補正から 2 月以内、及び

(b) (a)に該当しない場合は、先の出願の提出後何時でも

ただし、先の出願が関係する発明に関し、当該出願が拒絶され、取り下げられ、取下

とみなされた後、又は出願人が特許付与に係る手数料を納付した後は、分割出願を提出することができない。

(2) 可能な場合は、先の出願及び分割出願の説明及び図面には、各出願がそれぞれ保護を求める事項のみを記述する。ただし、1の出願において、他の出願が保護を求めている事項につき説明することが必要な場合は、当該他の出願の参照番号を記載しなければならない。

規則 21 優先期間

(1) 第 25 条(1)適用上の期間は、優先権が主張される先の出願の出願日の翌日に開始する 12 月の期間とする。

(2) 先の出願の優先権を主張する出願が(1)にいう期間後に提出された場合は、優先権は失効する。ただし、次の場合はその限りでない。

(a) 出願が先の出願の出願日から 14 月以内に出願され、かつ、所定の追加手数料が添えられた場合、及び

(b) 出願人が、あらゆる当然の注意を払ったにも拘らず、(1)にいう期間内に出願することができなかつたことを証拠に基づいて長官に納得させた場合

規則 22 優先権の宣言及び優先権書類

(1) 第 26 条(1)にいう先の出願に基づく優先権の宣言は、様式 1 により行うものとし、先の出願の日、出願が行われた国又は出願の対象とされた国及び可能な場合は出願番号を表示する。

(2) 優先権の宣言は、主張される最先の優先日から 16 月以内に行われることを条件として、後に行うことができる。

(3) 出願人は、主張する最先優先日から 16 月以内に優先権の宣言を訂正することができ、また、訂正により主張する最先優先日が変更されることとなる場合は、主張する最先優先日から 16 月か若しくは訂正された最先優先日から 16 月の何れか 16 月の期間が先に満了するまでに訂正することができる。ただし、当該訂正は、出願日から 4 月以内に提出しなければならない。

(4) ただし、出願人が第 28 条(1)に基づき早期公開を求める請求を行った場合は、出願人は、優先権の主張の追加又は訂正を請求してはならない。ただし、出願公開のための技術的準備が完了する前に早期公開の請求が取り下げられた場合は、この限りでない。

(5) 第 26 条(1)にいう先の出願の写しは、優先日から 16 月以内に提出する。ただし、この期間は、その満了から 1 月以内に所定の手数を添えて長官に対して行われる請求に基づき長官が適切と思料するときは、長官が延長することができる。当該写しは、(先の出願を受領した当局により)先の出願の正確な写しであることを認証されなければならないか又は長官に満足の行くように他の方法で証明されなければならないか、かつ、先の出願の出願日を記載した、当該当局が発行する証明書を添付する。

(6) 第 26 条(1)に基づき要求される先の出願の翻訳文は、関係する先行技術が優先日と出願日との間に公開されている場合において、当該翻訳文が特許の有効性の判定に

関係する場合にのみ求められる。

(7) (6)に従って翻訳文が求められる場合は、優先日から 21 月以内に翻訳文を提出しなければならない。

(8) 先の出願が法に基づく出願であるか又は序に提出されたアイルランドを指定する国際特許出願である場合は、出願人は、先の出願の写しを提出する代わりに、(6)にいう期間の満了前に、所定の手数料を納付して、特許出願に当該写しを含めるよう長官に請求することができる。

(9) 第 81 条に基づく分割出願又は新規の出願が(5)にいう 16 月の期間後になされた場合は、(5)の要件は、分割出願又は新規の出願の実際の出願日において満たされていなければならない。また、(6)にいう期間後にそのような出願が行われる場合は、(6)の規定が当該の出願の実際の出願日に適用される。

(10) アイルランドを指定する欧州特許出願であって第 122 条により法に基づく特許出願として取り扱われるものの場合においては、(1)から(8)までの要件は、施行規則の規則 52(1)から(4)まで及び規則 53(1)から(3)までの要件が満たされている範囲で満たされているものとして取り扱われる。

規則 23 出願の公開

(1) 第 28 条に従って公開される出願には、提出された説明、クレーム、図面及び要約を含める。出願の公開のための技術的準備が終了する前に規則 31 に従ってクレームを補正した場合は、新規の又は補正されたクレームは、当初のクレームに加えて公開に含める。

(2) 公開される出願には、できれば第 17 条(2)にいう発明者に関する陳述を含め、かつ、優先権を主張する場合は第 26 条(1)にいう先の出願の写しを含める。必要とされる翻訳文を含むこれらの書類が出願書類と共に公開されない場合は、その後速やかに公開する。

(3) 長官は、出願の公開の技術的準備が完了したものとして取り扱う時期を決定することができる。

法第 II 部第 IV 章に関する規則

規則 24 調査の請求

(1) 第 29 条(1)に基づく調査を行わせるべき旨の出願人から長官に対する請求は、所定の手数料を添えて、出願日から又は優先権が主張されている場合は優先日から 21 月以内に提出するものとする。ただし、当該出願が分割出願であって先の出願の出願日(又は場合により優先日)から 21 月の満了後に出願される場合は、調査を行わせるべき旨の長官に対する請求は、分割出願の実際の出願日に提出する。

(2) 調査の実施及び調査報告の作成は、大臣の承認を受けたその目的で定められた手続に従って行われる。

(3) 第 29 条(2)の規定に基づき、出願人は、追加発明に関して調査が実施されることを希望する場合は、所定の手数料を添えて長官にその旨の請求書を提出する。当該請求書は、長官が出願人に対して最初の発明に関する調査報告の写しを交付した日から 1 月以内に提出する。

(3A) 第 29 条(3)の所定の期間は、次のとおりとする。

(a) 第 28 条に基づき出願が公開された場合又は 2 月以内に公開される予定である場合は、調査報告の出願人に対する交付日から 2 月

(b) 出願に(a)が適用されない場合において、出願日から又は優先権が主張されているときは優先日から 18 月

(4) 出願人は、出願を取り下げを希望する場合は、長官が調査報告の写しを出願人に交付した日から 2 月以内に通知する。また、出願が取り下げられない場合は、長官は、当該報告を公表する。

(5) 出願人は、当該出願が取り下げられない限り、長官が調査報告の写しを出願人に交付した日から 4 月以内に第 29 条(4)の要件を満たさなければならない。

(6) (1)に定める期間については、必要とされる延長の申請が(所定の手数料を添えて)請求書に記載された延長期間内に長官に提出された場合に、3 月を超えない期間、長官がこれを延長することができる。

規則 25 対応する外国出願

第 30 条(2)に基づき長官が請求する場合は、出願人は、当該請求から 6 月の期間内に、存在する場合は特許出願の対象である発明の保護に係る出願(協定又は条約に基づく出願を含む)が行われたすべての外国に係る陳述書を、当該出願に関して行われた調査の結果を示す報告の写しと共に提出する。長官が請求する場合は、出願人はまた、同一期間内に、当該出願がなお係属中であるか、承認されたか、取り下げられたか若しくは取下とみなされるか、又は拒絶されたかについての陳述書を提出する。

規則 26 所定の外国等

(1) 第 30 条(1)にいう陳述書の目的では、次が所定の外国である。すなわち、英国、ドイツ及び同一の発明に関する出願について欧州特許庁により調査が行われているその他の国。

(2) 第 30 条(1)にいう陳述書の目的では、欧州特許条約及び特許協力条約が所定のものである。

規則 27 第 30 条に基づく証拠

(1) 特許を請求する発明に関して第 30 条(1)にいう証拠は、次の何れかである。

(a) 特許出願が欧州特許条約の規定に基づいても行われている場合は、公開された欧州特許出願及び関連する欧州調査報告の写し又は前記の発明に関して付与された欧州特許の公表された明細書の写し、又は

(b) 特許出願が前記の条約の規定に基づいても行われている場合は、前記の発明に関する公開された国際出願及び関連する国際調査報告の写し、又は

(c) 特許出願が英国特許庁にも行われている場合は、公開された特許出願及び関連する調査報告の写し又は前記の発明に関して付与された特許の公開された明細書の写し、又は

(d) 特許出願がドイツ特許庁にも行われている場合は、公開された特許出願及び関連する調査報告の写し又は前記の発明に関して付与された特許の公開された明細書の写し、又は

(e) 特許出願が、ある国のために欧州特許庁が実施する調査の対象となっている場合において、当該国の特許庁(又は特許付与に係る権限を有する他の当局)にも行われているときは、公開された特許出願及び欧州特許庁が作成する調査報告の写し

(2) 証拠の提出に際し、出願人は所定の手数料を納付する。

(3) 証拠提出の時期は、次のとおりとする。

(a) (1)(a)にいう証拠の場合は、調査報告又は明細書の公開から 2 月以内

(b) (1)(b)にいう証拠の場合は、調査報告の公開から 2 月以内

(c) (1)(c)にいう証拠の場合は、出願の公開若しくは出願人による調査報告の受領(何れか遅い方)から 2 月以内又は明細書の公開から 2 月以内

(d) (1)(d)にいう証拠の場合は、調査報告又は明細書の公開から 2 月以内

(e) (1)(e)にいう証拠の場合は、調査報告の公開から 2 月以内

ただし、出願が分割出願の場合において、出願が実際の出願日前に既に公開されているときは、証拠は、実際の出願日に提出する。

(4) 長官は、(3)に定める期間の延長の請求が所定の手数料を添えて当該請求において指定される延長期間内に行われた場合は、当該期間延長を許可することができる。

規則 28 証拠に基づく補正

(1) 出願人は、出願を取り下げを希望する場合は、長官が規則 27 に基づく証拠を受領した日から 2 月以内に長官に通知する。出願がこのように取り下げられない場合は、長官は、当該証拠を公表する。

(2) 長官は、規則 27 に基づく証拠を出願人から受領した後、当該出願が取り下げられない限り、第 30 条(4)又は該当する場合は(5)の規定を当該通知の日から 4 月以内に適用する旨を出願人に通知する。

(3) (2009 年廃止)

規則 29 特許付与手数料の納付期間

第 31 条(3)にいう特許付与に係る手数料の納付期間は、当該手数料の納付請求の日から 4 月とする。ただし、期間延長の請求が所定の追加手数料を添えて当該請求において指定される延長期間内に行われた場合は、この期間は、更に 3 月の期間延長することができる。

規則 30 特許付与願書の補正

第 32 条に基づく特許付与願書の補正に係る申請には、特許出願の番号及び日付並びに願書の補正を希望する理由を記載するものとし、希望する補正を赤インクで示した元の願書の写し及び所定の手数を添える。長官は、必要とする場合は、当該補正を裏付ける証拠を求めることができる。

規則 31 説明、クレーム又は図面の補正

(1) 出願人は、第 29 条及び第 30 条に基づき規定された補正を行う期間の前に、第 32 条に基づき、自己の意志により、説明、クレーム及び図面を 1 回補正することができる。

(2) 第 29 条及び第 30 条に基づき補正を行った後、又はこれらの条の規定に基づく補正が行われなかった場合は当該補正を行うことができた期間が満了した後は、出願人が自己の意志により希望する説明、クレーム又は図面に対する補正は、補正の許可を求める申請を提出し、長官の同意が得られた場合に限り行うことができる。

(3) (1)及び(2)に基づき補正の請求には、補正を希望する理由を記載するものとし、希望する補正を赤インクで示した説明、クレーム又は図面の写し及び所定の手数を添える。

(4) 長官が要求する場合は、出願人は、(1)及び(2)又は第 29 条及び第 30 条に基づき補正された新規の明細書又は図面を提出するものとし、当該明細書又は図面は、規則 10、規則 11、規則 12 及び規則 15 に従って作成する。

(5) 説明、クレーム又は図面は、(1)から(4)までに規定する場合を除き、出願人がその意志で補正することはできない。

規則 32 特許証

特許付与に当たり、様式 3 による特許証が出願人に交付される。

規則 33 出願更新手数料

(1) 特許出願の出願日から 3 年目の年について定められた手数料を最初として、出願に係属している各年(係属期間がその年の一部のみである場合を含む)について所定の出願更新手数料を納付するものとし、当該の年が開始する月の末日までに納付する。

(2) 更新手数料は、納付期限が到来する日の 4 月前より前に納付してはならない。

(3) 更新手数料が第 35 条及び本条規則の規定に従って納付された場合は、長官は、当該更新手数料が適正に納付された旨の証明書を発行する。

(4) 分割出願が先の出願の出願日から 2 年目又はその後の年の満了後に出願された場

合は、(当該出願は先の出願が行われた日に出願されたものとみなし、これに基づき) 当該 2 年目又はその後の年に納付するべき更新手数料は、分割出願の出願日から 3 月以内に納付する。

規則 33A 回復の申請

(1) 第 35A 条に基づき回復を求める請求を行うための期間は、次のうち何れか早く満了する期間とする。

(a) 不遵守の原因が解消した日から 2 月、又は

(b) 出願が打ち切られた日から 12 月

(2) 回復の請求には、次を記載する。

(a) 回復の申請人の名称及び宛先並びに当該の特許出願の番号、及び

(b) 期間の不遵守に至った事情、また、所定の手数料及び(b)にいう事情に関して行った記載を証明する証拠を添える。

(3) (2)に基づき提出された証拠を考慮して、回復命令の根拠が示されていないと長官が思料する場合は、長官は、出願人にその旨を通知するものとし、1 月以内に申請人が本件について聴聞を受けることを請求しない限り、長官は、申請を拒絶する。

(4) 出願人が、認められた期間内に聴聞を請求した場合は、長官は、聴聞を受ける機会を出願人に与えた後、第 35A 条(5)に従って回復請求の公表手続を進めて差し支えないか又は回復請求を拒絶するべきかを決定する。出願が第 28 条に基づき公開されなかった場合は、長官は、回復請求を認めるべきか又は拒絶するべきかを決定する。

規則 33B 出願の回復に対する異議申立

(1) 第 35A 条(5)に基づく出願の公告から 2 月以内は何時でも、何人も出願に対する異議申立の通知を行うことができる。

(2) 前記の通知書は、次を記載して 2 通提出する。

(a) 異議申立人の名称及び宛先、

(b) 当該出願の番号、及び

(c) 回復に異議を申し立てる理由

これには、所定の手数料及び異議申立人が依拠する事実を完全に記載した陳述書を添える。

(3) 長官は、異議申立の通知を受けたときは、自己に提出された出願書類及び添付証拠の写しを異議申立人に送付する。

(4) 長官はまた、異議申立の通知書及び異議申立人の陳述書の写しを出願人に送付する。

(5) 出願人は、回復申請を継続することを希望する場合は、前記の写しを受領してから 3 月以内に、異議申立に反対する理由を完全に記載した反対陳述書 2 通を提出するものとし、長官は、当該反対陳述書の写しを異議申立人に送付する。

(6) 長官は、後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

(7) 第 35A 条(5)に基づき通知が公告された後長官が出願を回復した場合は、長官は、出願を回復した旨を公報において公告する。

法第 II 部第 V 章に関する規則

規則 34 特許更新手数料

- (1) 特許更新手数料は、特許出願の日から 3 年目の年について定められた手数料を最初として毎年納付するものとする
- (2) 各年の所定の手数料は、当該年度が開始する月の末日までに納付する。ただし、2 年目又はその後の年の満了後に特許証が交付される場合は、その年度に関して納付期限が到来した更新手数料(当該年について前条規則に基づき納付した手数料の金額を差し引く)は、特許証の交付日から 3 月以内の何時でも納付することができる。また、アイルランドを指定する特許の場合は、更新手数料は、特許を付与した旨が欧州特許公報において公告された年の後の年についてのみ納付するものとし、更新手数料の納付期限が当該公告の 2 月以内に到来する場合は、当該 2 月以内に納付することができる。
- (3) 更新手数料は、納付期限が到来する日の 4 月前より前に納付してはならない。様式 4 は、適正に作成して納付の際に提出する。
- (4) 前各項の条件が適正に満たされた場合は、長官は、所定の納付が適正に行われた旨の証明書を発行する。
- (5) (1) 及び(2)による更新手数料納付の期間が満了した場合において、前記各項に基づく納付期限の最終日後 6 週間以内に未だ更新手数料が納付されていないときは、長官は、特許所有者に対し、当該納付が遅延していること及び不納の結果に注意を喚起する通知を送付する。
- (6) (5)に基づく通知は、規則 92 に基づき通知された送達宛先に送付する。

規則 35 回復の申請

- (1) 失効した特許又は特許出願の第 37 条に基づく回復申請には、次の事項を記載する。
 - (a) 回復申請人の名称及び宛先並びに当該の特許又は出願の番号
 - (b) 納付期限が到来した更新手数料の金額
 - (c) 当該手数料を納付するべきであった期日
 - (d) 手数料の不納に至った事情また、所定の更新手数料及び(d)にいう事情に関して記載された陳述を証明する証拠を添える。
- (2) 長官は、証拠を検討して、第 37 条に基づく命令を発出する一応の根拠があると判断しなかった場合は、申請人にその旨を通知するものとし、1 月以内に申請人が当該事項について聴聞を受けることを請求しない限り、長官は当該申請を拒絶する。
- (3) 申請人が、認められた期間内に聴聞を請求する場合は、長官は、申請人に聴聞を受ける機会を与えた後、当該申請を公表するか又は申請を拒絶するかを決定する。

規則 36 回復に対する異議申立

- (1) 第 37 条(4)に基づく申請の公表の 2 月以内は何時でも、何人もこれに対する異議申立の通知を出すことができる。

(2) 当該通知は、2通提出するものとし、次の事項を記載する。

- (a) 異議申立人の名称及び宛先
- (b) 関係する特許又は出願の番号
- (c) 回復に異議を申し立てる理由

また、所定の手数料及び異議申立人が依拠する事実を完全に記載した陳述書2通を添える。

(3) 長官は、異議申立の通知を受領したときは、異議申立人に申請書の写しに証拠を添えて送付する。

(4) 長官は、異議申立人の通知及び陳述書の写しを申請人に送付する。

(5) 申請人が当該回復申請を継続することを希望する場合は、前記の写しを受領してから3月以内に、当該異議申立に反対する理由を完全に記載した反対陳述書2通を提出する。また、長官は、反対陳述書の写しを異議申立人に送付する。

(6) 長官は、その後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

規則 37 回復に関する措置

長官は、特許又は特許出願の回復を決定する場合は、申請人にその旨を通知するものとし、第37条(6)に基づき、所定の追加手数料と共に未納付の更新手数料を納付するよう要求する。

規則 38 回復の条件(2009年廃止)

規則 39 特許明細書の補正

(1) 特許明細書を補正する許可を得るための、特許所有者による第38条(1)に基づく申請は、所定の手数料及び赤インクで希望する補正を示した明細書の写しを添えるものとし、かつ、当該申請及び訂正案の内容の公報における公表により、及び長官が指示するその他の方法により公告する。

(2) 第38条(1)又は(2)に基づき公告された補正に対して第38条(5)に従って異議を申し立てることを希望する者は、当該公告の日から3月以内に長官に通知する。

(3) その通知は2通作成し、次の事項を記載する。

- (a) 異議申立人の名称及び宛先
- (b) 当該の明細書の番号
- (c) 当該補正に異議を申し立てる理由の詳細

また、所定の手数料並びに異議申立人が依拠する事実及び同人が求める救済を完全に記載した陳述書2通を添える。長官は、通知及び陳述書の写しを申請人に送付する。

(4) 特許所有者は、当該異議申立に異論を唱えることを希望する場合は、前記の写しを受領してから3月以内に、異議申立に異論を唱える理由を完全に記載した反対陳述書2通を提出する。また、長官は、反対陳述書の写しを異議申立人に送付する。

(5) 長官は、その後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

(6) 出願人は、明細書を補正する許可が与えられた場合において、長官が要求するときは、長官が定める期間内に、規則10、規則11、規則12及び規則15に基づき作成さ

れる補正された新規の明細書を提出する。

規則 40 特許の放棄

(1) 第 39 条に基づき特許の放棄を申し出る長官への通知には、次の事項を記載する。

- (a) 所有者の名称及び宛先
- (b) 当該の特許の番号
- (c) 申出を行うことについての所有者の理由

また、裁判所において特許の侵害に係る訴訟又は特許の取消に係る手続が係属中でない旨の宣言書を添える。

(2) 長官は、当該申出を公報において公告する。

(3) 当該公告から 3 月以内は何時でも、何人も異議申立の通知を長官に出すことができる。当該通知は 2 通によるものとし、次の事項を記載する。

- (a) 異議申立人の名称及び宛先
- (b) 当該の特許の番号
- (c) 放棄に反対することについての異議申立人の理由

また、異議申立人が依拠する事実及び同人が求める救済を完全に記載した陳述書 2 通並びに所定の手数料を添える。

(4) 長官は、当該通知及び当該陳述書の写しを特許所有者に送付する。

(5) 特許所有者は、放棄を継続することを希望する場合は、当該通知を受領してから 3 月以内に、当該異議申立に反対する理由を完全に記載した反対陳述書 2 通を提出する。

また、長官は、当該反対陳述書の写しを異議申立人に送付する。

(6) 長官は、後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

法第 II 部第 VIII 章に関する規則

規則 41 長官による特許の取消

(1) 第 57 条に基づく長官に対する特許取消申請書は 2 通とし、取消の理由、申請人が依拠する事実及び同人が求める救済を完全に記載した陳述書 2 通、並びに所定の手数を添える。当該申請を裏付けるために申請人が依拠する書類がある場合は、それを当該申請書と共に 2 通提出する。

(2) 長官は、申請書及び陳述書並びに裏付け書類の写しを特許所有者に送付する。

(3) 特許所有者は、当該申請に異論を唱えることを希望する場合は、前記の写しを受領してから 3 月以内に、当該申請に異論を唱える理由を完全に記載した反対陳述書 2 通を提出する。また、長官は、当該反対陳述書の写しを申請人に送付する。

(4) 申請人は、反対陳述書の写しを受領してから 3 月以内に、自己の立場を裏付ける証拠を提出することができる。また、証拠の写しを所有者に送付する。

(5) 特許所有者は、申請人の証拠の写しを受領してから 3 月以内に、又は申請人が証拠を提出しない場合は当該証拠を提出する期間が満了してから 3 月以内に、自己の立場を裏付ける証拠を提出することができ、当該証拠の写しを申請人に送付する。また、申請人は、特許所有者の証拠の写しを受領してから 3 月以内に、これに応答する事項に厳に限定した追加の証拠を提出することができ、その写しを所有者に送付する。

(6) 長官の許可又は指示がある場合を除き、何れの当事者も追加の証拠を提出することはできない。

(7) 長官は、その後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

規則 42 取消手続における費用の裁定

第 57 条に基づき長官が処理する手続において、特許所有者が第 39 条に基づき特許の放棄を申し出る場合は、長官は、当該取消の申請人に費用を裁定するべきか否かの決定に当たり、申請人が申請する前に所有者に適切な通知を与えていたならば手続が回避されたであろうか否かを検討する。

規則 43 長官の発意による特許の取消

第 60 条(1)又は(2)に従って特許が取り消されるべきであると長官が考える場合は、特許所有者はその旨を通知されるものとし、かつ、その通知から 3 月の期間内に意見を述べ、特許の明細書を補正する機会を与えられる。

法第 III 部に関する規則

規則 44 短期特許付与の請求

短期特許の付与の請求は、様式 1 により行う。

規則 45 調査の請求

(1) 第 66 条(1)(a)又は(6)に基づく長官に対する請求には、第 29 条の適用上、規則 24 に基づいて定められる手数料を添える。

(2) 第 66 条(6)の適用上、次について長官の満足の行くように証明する者は、調査報告を作成させるよう長官に請求することができる。

(i) 短期特許の対象である発明が新規でないか又は明らかに進歩性に欠けていると推測する理由があること、及び

(ii) 当該人の適法な事業上の利害関係のため、調査報告を作成することがすべての事情において適切であると考えられること

当該請求には、請求人の利害関係の内容を完全に記載する。長官は、必要とする追加の情報を求めることができる。

法第 IV 部に関する規則

規則 46 実施許諾用意によるライセンスが利用可能である旨の記入の申請

実施許諾用意によるライセンスが利用可能である旨の登録簿への記入を求める第 68 条(1)に基づく申請には、特許に基づくライセンスを付与することについて申請人が契約により排除されていないことを証明する証拠及び所定の手数料を添える。

規則 47 ライセンスの条件の設定に係る申請

(1) ライセンスの条件を設定するための第 68 条(2)に基づく申請は 2 通作成するものとし、次の事項を記載する。

- (a) 申請人の名称及び宛先
- (b) 当該の特許の番号
- (c) 申請人が特許所有者か、既存のライセンスの所有者か又はライセンスを要求する者であるか否か
- (d) 既存のライセンスの実施許諾用意によるライセンスへの変更に係る命令が要求されているか否か

また、申請人が依拠する事実及び申請人が受け入れ又は与える用意があるライセンスの条件を完全に記載した陳述書 2 通、並びに所定の手数料を添える。

(2) 長官は、申請書及び陳述書の写しを特許所有者又は場合によりライセンスを要求する者に送付する。この者は、陳述書に記載された条件に同意しない場合は、当該写しを受領してから 3 月以内に、自己の異論の理由を完全に記載した反対陳述書 2 通を提出するものとし、長官は、その写しを申請人に送付する。

(3) 長官は、その後の手続に関して適切と考える指示を出す。

規則 48 実施許諾用意の記入の取消

(1) 第 69 条(1)に基づく記入取消の申請には、申請人の名称及び宛先並びに当該の特許の番号を記載するものとし、かつ、次を添える。

- (a) 特許に基づく既存のライセンスが存在しない旨又はすべてのライセンシーが当該申請に同意している旨の宣言
- (b) 前記の宣言を証明する証拠
- (c) 所定の申請手数料及び当該記入が行われていなかったならば納付されるべきであった筈のすべての更新手数料の残高

(2) 第 69 条(2)に基づく記入取消の申請は、関係する記入が行われてから 3 月以内に行うものとし、かつ、申請人の名称及び宛先並びに当該記入が申請人に利害関係がある契約に現に反しておりまた記入時も反していた旨を記載するものとし、また、申請人の利害関係の内容及び申請人が依拠する事実を完全に記載した陳述書 2 通、並びに所定の手数料を添える。

規則 49 取消に対する異議申立

(1) 第 69 条(1)又は(2)に基づく各申請は、公報において公告するものとし、また、第

69 条(5)に基づき記入取消に対する異議申立の通知を出すことができる期間は、当該公告から 3 月とする。

(2) 異議申立の通知は 2 通により行うものとし、それには異議申立人の名称及び宛先並びに当該の特許の番号を記載し、かつ、異議申立人(特許所有者でない場合)の利害関係の内容及びその依拠する事実を完全に記載した陳述書 2 通並びに所定の手数料を添える。

(3) 長官は、当該通知及び陳述書の写しを記入取消の申請人に送付するものとし、以後、長官は、その後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

(4) 第 69 条(3)により長官が記入を取り消す場合は、特許所有者は、記入の取消から 2 月以内に、当該記入が行われていなかったならば納付されるべきであった筈のすべての更新手数料の残高に等しい金額を納付する。

規則 50 強制ライセンス等に係る申請

第 70 条(1)又は第 72 条(1)に基づく強制ライセンス又は登録簿への記入に係る申請書には次の事項を記載する。

(a) 申請人の名称及び宛先

(b) 当該の特許の番号

(c) 当該申請がライセンスに係るものであるか又は登録簿への記入に係るものであるか

(d) 申請人の利害関係の内容、申請人が依拠する事実及び申請を行う理由
また、申請書中の記載を証明する証拠及び所定の手数料を添える。

規則 51 長官による証拠の検討

(1) 長官は、規則 50 に基づき提出された証拠を検討して、命令を発出するための一応の証拠が示されたとは認めない場合は、その旨を申請人に通知する。申請人が、当該事項について聴聞を受けることを 1 月以内に請求しない限り、長官は、当該申請を拒絶する。

(2) 申請人が、認められた期間内に聴聞を請求した場合は、長官は、申請人に聴聞を受ける機会を与えた後、当該申請の公告手続を進めるか又はこれを拒絶するかを決定する。

(3) 申請が公告される前に、長官は、関係する特許の所有者及び登録簿から判断して当該特許に利害関係を有すると見られるその他の者に申請書の写しを送達するよう申請人に指示する。

規則 52 申請に対する異議申立

(1) 第 73 条(3)に基づく異議申立の通知を出すことができる期間は、第 73 条(2)に基づく申請の公告から 3 月とする。

(2) 異議申立の通知には、次の事項を記載する。

(a) 異議申立人の名称及び宛先

(b) 当該の特許の番号

(c) 異議申立人の利害関係の内容及び申請に異議を申し立てる理由
また、通知中の陳述を証明する証拠及び所定の手数料を添える。

(3) 長官は、第 73 条に基づく異議申立を申請人に通知し、以後、その後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

法第 VI 部に関する規則

規則 53 長官の命令に続く新規出願の提出

長官が第 81 条(4)に基づき新規の出願を行うことができる旨を命令する場合において、新規出願は、当該命令に対する上訴の期間が上訴の提起なく満了する日から、又は上訴が提起されたときは当該上訴が最終的に処理された日から起算して 3 月以内に行うものとする。

規則 54 特許移転に続く実施継続の請求

第 82 条(1)にいう命令が発出された場合において、発明の実施を継続するための又は発明を実施するための非排他的ライセンスの付与に関する第 82 条(2)に基づく請求は、前の所有者が行うときは同人が長官により命令の発出を通知されてから 2 月以内に、ライセンシーが行うときは同人が長官により命令の発出を通知されてから 4 月以内に行う。

法第 VII 部に関する規則

規則 55 登録簿への記入

(1) 第 28 条に基づき出願が公開されたときは、長官は、第 84 条(1)に従って登録簿に次の事項を記入させる。

- (a) 出願人の名称，宛先及び国籍
- (b) 出願者が発明者と信じる者の名称及び宛先
- (c) 発明の名称
- (d) 特許出願の出願日及び番号
- (e) 第 26 条に基づき優先権を主張する出願の場合は，先の出願日，出願を行った国又は出願の対象となった国及び出願番号
- (f) 出願の公開日
- (g) 出願人の送達宛先

(2) 長官はまた，次の事項も登録簿に記入させる。

- (a) 出願が拒絶され，取り下げられ，取下とみなされ，又は失効した日
- (b) 特許付与の通知が第 34 条(1)に基づき公告された日
- (c) (1)(a)に従って行われた記入と異なる場合は，特許が付与された者の名称，宛先及び国籍
- (d) (1)(g)に従って行われた記入と異なる送達宛先
- (e) 規則 58(1)に基づく出願の名称

(3) 長官は，必要とみなすその他の詳細事項を何時でも登録簿に記入することができる。

(4) 登録簿又は登録簿中の記入事項若しくは記入事項の複製は，第 84 条(3)に示す様式の何れによっても作成し，保存することができる。

規則 56 登録簿の閲覧

登録簿又は登録簿中の記入事項若しくは記入事項の複製は，第 84 条(2)の適用上，所定の手数料の納付により，特許庁の毎就業日の窓口業務の時間中に，公衆の閲覧に供する。

規則 57 登録簿中の名称等の変更

(1) 特許付与出願書類中又は登録簿中の名称，国籍又は送達宛先の変更を求める請求書には，次の事項を記載する。

- (a) 請求を行う者の名称及び宛先
- (b) 当該の特許又は出願の番号
- (c) 希望する変更の詳細

また，所定の手数料を添える。

(2) 長官は，名称又は国籍の変更請求を認めることができると判断しない場合は，請求を裏付ける証拠の提出を要求することができる。

(3) 長官は，名称，国籍又は送達宛先の変更請求を認めることができると判断する場

合は、これに従って登録簿又は出願を変更させる。

規則 58 権原等の登録申請

(1) 第 85 条(1)若しくは(2)に基づく権原又は利益の登録申請，又は特許出願は請求人の名称において又は請求人及び出願人若しくは他の各出願人の名称において手続を行うべき旨の第 85 条(8)に基づく請求には，長官が別段の指示を出さない限り，その権原若しくは利益が登録簿に記入される者の請求が依拠する書類又は第 85 条(8)に基づく請求が依拠する書類の認証謄本，及び所定の手数料を添える。

(2) (1)にいう者が，自己の権原，利益又は権利の証拠となり得る書類又は証書に基づき，権利を与えられるべき旨の請求をしない場合は，この者は，長官が別段の指示を出さない限り，当該申請又は請求と共に，当該申請又は請求が依拠する事実の完全な詳細を開陳して事情を述べる。当該事情は，誓約により証明されるものとする。

規則 59 登録簿における利害関係の記入の取消等

(1) 長官は，所定の手数料を添えた第 85 条に基づく申請があった場合において，事実に関して納得したときは，登録簿における利益の記入を取り消すことができる。

(2) 長官は，当該申請が行われる事情に関して適切と考える証拠を要求することができる。かつ，前記の利益を有する者の当該利益を保護するのに適切と考える手段を取ることができる。

規則 60 更新手数料の納付の登録簿への記入

特許出願又は特許の効力の継続に係る所定の更新手数料の納付は，登録簿に記入する。

規則 61 登録簿の訂正

(1) 登録簿の訂正に係る第 86 条(7)に基づく長官への申請には，次の事項を記載する。

- (a) 申請人の名称及び宛先
- (b) 当該の特許又は特許出願の番号
- (c) 申請の対象である登録簿の訂正に関する正確な内容

また，申請人の利害関係の内容及び申請人が依拠する事実を完全に記載した陳述書並びに所定の手数料を添える。

(2) 長官は，申請書及び陳述書の写しを，登録簿その他から当該申請に利害関係があると思われる各人に送付する。

(3) 長官による当該通知の日から 3 月以内は何時でも，前記の利害関係人は，申請に対する異議申立の通知を長官に提出することができる。当該通知には，異議申立人の利害関係の内容及び同人が依拠する事実を完全に記載する。

(4) 以後，長官は，その後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

規則 62 長官の証明書の請求

第 87 条(1)にいう長官の証明書の請求書には，次の事項を記載する。

- (a) 請求を行う者の名称及び宛先

- (b) 長官が証明することを請求される登録，事項又は事柄の詳細
- (c) 書類の写しを証明書に添付するか否か，及び添付する場合は，当該書類の詳細また，所定の手数料を添える。

規則 63 書類の写しの請求

第 87 条(2)にいう写し又は抄本の請求書には，次の事項を記載する。

- (a) 請求を行う者の名称及び宛先
 - (b) 写し又は抄本を必要とする書類の詳細事項
- また，所定の手数料を添える。

規則 64 情報の請求

(1) 特許又は特許出願に関する情報に係る第 88 条(1)に基づく請求は，次の事項に関して行うことができる。

- (a) 規則 23(2)にいう書類又は特許の明細書が公表された時
- (b) 第 29 条に基づき作成された調査報告が公表された時
- (c) 第 30 条(1)に基づき提出される証拠の様式
- (d) 特許出願が取り下げられ，取下とみなされ，長官により拒絶され，又は失効した時
- (e) 特許が有効であるか否か
- (f) 特許が失効した時
- (g) 特許回復の申請が提出された時
- (h) 登録簿への記入又は公報における公告を伴って申請若しくは請求が行われた又は訴訟が提起された時。ただし，当該申請，請求又は訴訟の対象である事項が特定される場合に限る。

(2) 長官は，請求に基づき，次の事項に関する情報を提供することができる。

- (a) 意匠の登録
 - (b) 商標の登録又は商標登録の出願の受理
- (3) 当該請求は，1 の事項に係る情報に限定するものとし，所定の手数料を添える。

規則 65 書類の閲覧及びデータの公表

(1) 特許出願の公開日後，長官は，第 88 条(1)に従って，請求に基づきかつ所定の手数料の納付を条件として，当該出願に関して又は当該出願に基づき付与された特許に関して庁にファイルされ又は保管されている書類を庁において閲覧することを許可する。本規定は，書類を提出し又は送付する者からの請求に基づき長官が秘密として取り扱うべき旨を指示する書類，又は検閲した後に送付者に返却されるものとして庁に送付された書類には適用されない。

(2) 第 88 条(3)(b)の適用上，所定の書誌的データとは次のものである。

- (a) 特許出願の番号
- (b) 特許出願の出願日，並びに先の出願の優先権を主張する場合は先の出願の日付，国及び出願番号

- (c) 出願人の名称
- (d) 特許付与の願書に記載された発明の名称

規則 66 調査の請求

(1) (6)に従うことを条件として、実施されるべき調査に係る第 89 条に基づく請求書には、次の事項を記載する。

- (a) 請求を行う者の名称及び宛先
- (b) (2)に列挙する書類のうち調査の実施対象として要求されるもの
- (c) 調査が新規性のみに関するものであるか又は新規性及び進歩性に関するものであるか
- (d) 可能であれば、当該調査を限定するための国際特許分類のサブクラス又はグループ単位

当該請求には所定の手数料を添える。

(2) (6)に従うことを条件として、調査は、次の資料の全部又は一部を対象として行うことができる。

- (a) 本法に基づき公開された特許出願
- (b) 前の法律に基づき公衆の閲覧に供された特許出願及び前の法律に基づき公開された完全明細書
- (c) (1)に基づく請求日前 30 年以内に英国特許庁により公開された特許出願及び完全明細書で、同庁に提出された出願に係るもの
- (d) 英語による又は英語の要約を利用できる、公開された欧州特許出願
- (e) 英語による又は英語の要約が利用できる、公開された特許協力条約に基づく国際出願

(3) (1)に基づく請求は、調査の実施を可能にするため、請求の対象である製品、方法又は装置に関する(該当する場合は図面を含む)十分に完全で詳細な説明書を添える。

(4) 長官は、(1)に基づく請求を受領したときは、請求を行う者に対し、調査の実施に関して必要とされる手数料の金額を通知する。長官は、当該請求書に添付された説明が調査を実施するためには不十分であると考える場合は、請求を行う者にこの旨も通知する。

(5) (4)にいう手数料及び該当する場合は修正された説明が(4)に基づく通知から 2 月以内に提出されない場合は、当該請求は取り下げられたものとみなす。請求書に添えた手数料は払い戻されない。

(6) (1)に基づく請求は、公報において当該目的のため指示された日より前に行うことはできない。長官は、随時、公報における告示により、調査を実施する(2)に列挙する資料に関して適用される制限事項を示すことができる。

法第 VIII 部に関する規則

規則 67 聴聞の通知

(1) 長官は、本法、本規則又はその他の法律により自己に与えられる自由裁量権を自己が処理する手続の当事者に対して不利に行使する前に、聴聞を受けることができる旨を当該当事者に通知する。

(2) 特許出願又は特許に関して、当事者間の聴聞が第 28 条に基づく出願の公開後に行われる場合は、当該聴聞は、長官が両当事者と協議の上別段の指示を出さない限り、公開で行う。

規則 68 聴聞の申請及び聴聞に出席する意図の通知

(1) 本規則に別段の規定がある場合を除き、長官による聴聞の申請は、規則 67(1)に基づく長官による通知の日から 10 日以内に行う。申請には、所定の手数料を添える。

(2) 長官は、聴聞の申請を受領したときは、当該手続の相手方当事者に通知するものとし、当該当事者は、出席して聴聞を受けることを希望する場合は、当該通知から 10 日以内にその旨を通知し、かつ、所定の手数料を納付する。長官は、聴聞の時期を 10 日以上前に予告する。当事者がそれより短い予告期間に同意する場合はこの限りでない。

(3) 本条規則に基づき指定された聴聞に出席することを怠る当事者は、聴聞を希望しないものとして取り扱うことができ、長官は、そのように行動することができる。

(4) 当事者間の手続において、何れかの当事者が、手続中未だ言及されていない書類を聴聞において引用することを意図する場合は、少なくとも 10 日前にその意図を、言及しようとしている各書類の詳細と共に相手方当事者及び長官に通知する。

規則 69 決定の通知

(1) 自由裁量権を行使しての長官の決定は、関係当事者に通知されるものとする。

(2) 当該決定の通知日から 1 月以内に聴聞の当事者が所定の手数料を添えて長官に申請した場合は、当該決定の理由を記載した陳述書が交付される。

(3) 当事者間手続の後、理由陳述書が当事者の一方に交付された場合は、長官は、当該陳述書の写しをすべての他方当事者に交付する。

規則 70 費用の担保

第 91 条(2)の適用上、所定の国とは、欧州経済共同体のその他の加盟国である。

規則 71 誓約書の様式

法若しくは本規則により要求される、若しくはこれらに基づく手続において使用される、又は長官が処理する手続に関連してその他の法律により要求される誓約書は、それが関係する事項の先頭に置き、第 1 人称で作成し、かつ、通し番号を付した項に分けるものとし、また、各項は、可能な限り 1 の主題に限定する。各誓約書は、当該誓約書を作成した者の説明及び真正の住所を記載するものとし、かつ、規則 16(2)の規定

に基づき作成する。

規則 72 国外で誓約書を徴する者

法若しくは本規則により要求される，若しくはこれらに基づく手続において使用される，又は長官が処理する手続に関連してその他の法律により要求される誓約書は，アイルランド外で作成され，署名される場合は，領事官，公証人又は裁判官若しくは下級判事の面前で作成及び署名されなければならない。

規則 73 証明のための誓約書を徴する職員の印章に関する認知

誓約を徴する権限を前条規則により付与された者の印章又は署名を付した，捺印した又は施したとみなされる書類に関し，長官は，当該誓約書がその者の面前で作成され，署名された旨の証言に基づき，その者の印章，署名，公的資格又は当該誓約を徴する権限の真正性の証拠なしに，当該書類を容認することができる。

規則 74 証拠等の提出時期

長官は，自己が取り扱う手続の如何なる段階においても，自らが要求する書類，情報又は証拠を自らが定める期間内に提出するよう指示することができる。

規則 75 裁判所に対する申請の通知

法に基づく，又は法律により長官又は庁の職能とされるその他の業務に関する裁判所に対する各申請は，長官に送達するものとする。

規則 76 裁判所の命令の通知

法に基づく，又は法律により長官又は庁の職能とされるその他の業務に関する何れかの事項において裁判所が命令を発出した場合は，当該命令発出の対象である者，又は複数の場合は長官が指示する者は，直ちに，当該命令の公認謄本 1 通を庁に提出する。長官は，これに基づき，登録簿に必要な変更若しくは訂正を施し，登録簿に命令の趣旨を記入し，又は当該命令を実施するために必要なその他の変更を施し若しくは許可し，若しくは手続をとる。

法第 IX 部に関する規則

規則 77 就業日及び時間

(1) 長官は、公報において公表する告示により、法又は運用について長官が責任を負うその他の法律に基づく公衆による業務の処理のための庁の就業日及び時間を定める指示を発出することができる。

(2) 就業日及び時間の変更、並びに庁が開いていない日の通知は、公報において公表するものとする。

規則 78 非就業日

(1) 庁において何れかの行為又は事柄を行うため法により又は本規則により定められた最終日が、庁が開いていない日(法及び本規則の適用上、非就業日という)の何れかに当たるときは何時でも、当該非就業日の、又は当該日が複数で連続している場合は当該複数の日の、すぐ次の非就業日でない最初の日に、前記の行為又は事柄を行うことを適法とする。

(2) 電子的形態で、電子的手段により提出して差し支えない旨を長官が指示した申請、通知又は書類を提出する期間が非就業日に満了する場合は、当該期間は、非就業日でないすぐ次の日まで延長する。

(3) 電子的形態で、電子的手段により提出して差し支えない旨を長官が指示した申請、通知又は書類が非就業日でない日の夜 12 時前の何れかの時に庁により受領された場合は、当該申請、通知又は書類は、その日のその時に長官により受領されたものとして取り扱う。

法第 X 部に関する規則

規則 79 特許代理人への委任

- (1) 長官が別途認めない限り、第 105 条(1)に従う特許代理人への委任は、様式 5 により行う。出願人が特許付与の願書に署名する場合は、規定する様式 1 によるもの以外の委任を出願人に要求してはならない。
- (2) 規則 80 に従うことを条件として、
- (a) 長官に対するすべての業務は、業務に先立って(1)に従って委任された特許代理人が行うことができ、かつ
- (b) 法又は本規則に基づき提出された各通知、申請又はその他の書類は、当該通知、申請又は書類が提出されてから 3 月以内に、(1)に従う委任状提出の対象である特許代理人が署名することができる。
- (3) (1)に従って委任された特許代理人に送達され又は宛てられた書類又は通信は、特許代理人を選任した者に送達され又は宛てられたものとみなす。

規則 79A 資格等の証拠

次の各項目は、それぞれ、第 106 条(3A)(a)、(b)及び(c)の適用上定める。

- (a) 第 106 条(3A)にいう者が、当該の活動を遂行する目的で当該の加盟国に定住していることを示す証拠
- (b) (第 106 条にいう意味での)該当資格の証拠であって、当該の加盟国の管轄当局により授与された、第 106 条(3A)にいう者が当該国において特許代理人として行動する資格を有することを示す、
- (i) 免状若しくは証明書の写し等の証拠であるもの、又は
- (ii) 正式な資格に係るその他の証拠であるもの、及び
- (c) (i) (c) (i)に該当する場合は、旅券、国民身分証明書の写し若しくは国籍に係るその他の証拠、又は
- (ii) (c) (ii)に該当する場合は、次の項目にいう事項の証拠が(a)にいう証拠により提供されない限りで、
- (I) 法人設立証明書、関係する登録簿への記入事項の写し若しくは要求される法人格を有することに係るその他の証拠の写し
- (II) 当該人の登録事務所、中枢管理部門若しくは主たる事業所の所在を示す証明書若しくは関係の登録簿への記入の写し、若しくはそれらの所在に係るその他の証拠

規則 79B 一定の事情変更の長官への通知

第 106 条(3A)にいう証拠がある者により長官に提供された後、当該人が関係する加盟国において引き続き特許代理人として行動する資格に影響を及ぼす重要な事情変更が生じた場合は、当該人は、直ちに、当該事情変更を書面で長官に通知しなければならない。

規則 80 特許代理人の承認

(1) 長官は、第 109 条(2)に従って次の者を特許代理人として承認すること、又は法若しくは本規則に基づく業務に関して次の者から更なる通信を受けることを拒絶することができる。

(a) 法の規定に基づき保持される特許代理人登録簿から名称が抹消され、かつ、以後回復されていない者

(b) 登録簿における名称の登録が一定期間有効でない者

(c) 1954 年及び 1960 年事務弁護士法に基づき維持される事務弁護士の名簿から名称が抹消され、以後回復されていない事務弁護士

(d) 違法行為で有罪判決を受けたことがあること、又は特許代理人登録簿に登録されている個人の場合に、名称が当該登録簿から抹消されるような違反行為で有罪であったことがある旨が大臣により確認された者

(e) 第 106 条(3)の要件をもはや満たさない者、又は

(f) 第 106 条(3A)にいう者であって規則 79A 又は規則 79B を満たさないもの

(2) (1)に基づき長官が承認を拒絶することができる者が引き続き取締役、管理者又はパートナーである場合は、長官は、第 109 条(3)に従って特許代理人として承認すること、又は法若しくは本規則に基づく業務に関する会社若しくは企業からの更なる通信を受けることを拒絶することができる。

規則 81 特許代理人の居所

第 107 条(1)(a)及び(b)の適用上、所定の国とは、欧州経済共同体の他の加盟国とする。

法第 XI 部に関する規則

規則 82 誤謬の訂正

第 110 条に基づく誤謬又は錯誤の訂正の申請には、次を記載する。

- (a) 申請人の名称及び宛先並びに当該の特許又は特許出願における当該人の利害関係
- (b) 特許又は特許出願の番号及び日付
- (c) 訂正すべき書類を確認するために十分な詳細と共に、希望する訂正の正確な詳細

また、所定の手数料を添える。

規則 82A 出願の取下における誤謬の訂正請求に対する異議申立

(1) 何人も、第 110 条(2A)に基づく請求の公告から 2 月以内は何時でも、請求に対する異議申立を通知することができる。

(2) 前記の通知は、2 通で行うものとし、かつ、次の事項を記載する。

- (a) 異議申立人の名称及び宛先
- (b) 当該の出願の番号
- (c) 出願の回復に異議を申し立てる理由

また、所定の手数料及び異議申立が依拠する事実を完全に記載した陳述書を 2 通添える。

(3) 長官は、異議申立人の通知及び陳述書の写しを当該の請求を行った者に送付する。

(4) 請求を行った者が請求の進めることを希望する場合は、同人は、前記の写しを受領してから 3 月以内に、異議申立に反対する理由を完全に記載した反対陳述書を 2 通提出するものとし、長官は、当該反対陳述書の写しを異議申立人に送付する。

(5) 長官は、後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

法第 XII 部に関する規則

規則 83—規則 83B (2012 年廃止)

規則 84 欧州出願のクレームの翻訳文

第 120 条(6)に基づきアイルランドを指定する欧州特許出願のクレームの翻訳文を特許庁に提出するときは、所定の手数料を納付する。

規則 85 補正した翻訳文の庁による公表

第 121 条(3)にいう補正した翻訳文が庁により公表されることを希望する場合は、当該翻訳文を庁に提出してから 1 月以内に、所定の手数料を納付する。

規則 86 欧州特許出願の変更

(1) 第 122 条(2)(b)(i)にいう請求においては、欧州特許条約第 136 条(2)に基づき欧州出願の写しが送付されるべき国を指定するものとし、また、当該請求を行う期間は、欧州特許庁が出願人に対し、同人の欧州特許出願は取り下げられたものとみなされている旨を通知した日から 3 月とする。当該請求には、欧州特許庁により発出された通知及び所定の手数料を添える。この場合は、出願人は、第 122 条(2)(a)に従って出願手数料を納付するものとし、必要な場合は、出願の翻訳文 2 通を長官が当該請求を受領した日から 2 月の期間内に提出する。出願人はまた、この期間内に、第 17 条(2)の要件を満たさなければならない。

(2) 第 122 条(2)(b)(ii)が適用される場合は、請求を長官に送付する期間は、優先日から起算して又は優先権が主張されない場合は欧州特許出願の出願日から起算して 20 月とする。当該請求を受領したときは、長官は出願人にその旨を通知するものとし、かつ、手数料が納付されるものとし、また、必要な場合は、出願の翻訳文 2 通を当該通知の日から起算して 2 月の期間内に提出する。出願人はまた、この期間内に第 17 条(2)の要件を満たさなければならない。

規則 87 国際出願の庁への提出

(1) 庁が条約に基づく適格の受理官庁である場合は、国際出願は、英語で 3 通を、所定の送付手数料を添えて庁に提出する。

(2) 提出された国際出願が 3 通未満の場合は、出願人は、全部で 3 通とするのに必要な数を庁が作成するための所定の料金を要求に応じて庁に納付する。

(3) 条約に基づく規則の規則 15.1 にいう基本手数料及び指定手数料は、アイルランドの通貨で、前記規則の規則 15.2(b)の規定に従って定められた金額を庁に納付する。当該手数料は、当該規則の規則 15.4 に定める期間内に納付する。

(4) 前記規則の規則 16.1 にいう調査手数料は、当該規則に定める期間内に、アイルランドの通貨で、前記規則の規則 16.1(b)の規定に従って定められた金額を庁に納付する。

(5) (3)及び(4)の規定に従わない場合は、特許協力条約に基づく規則の規則 16 の 2 の規定に従って計算される遅延納付手数料をアイルランドの通貨により庁に納付する。

当該手数料は、次のとおりとする。

- (i) 勸奨状に明記する未納手数料の金額の 50%，又は
- (ii) (i)に基づき計算された金額が送付手数料未満の場合は、送付手数料に等しい金額

ただし、遅延納付手数料の金額は、特許協力条約に基づく規則の手数料表の項目 1 にいう国際出願手数料の金額を超えないものとする。

- (6) 受理官庁としての庁に提出した国際出願及びその補正の認証謄本に係る前記規則の規則 20.9 に基づく請求には、所定の手数料を添える。

規則 88 情報の伝達

長官は、第 131 条に従って、第 88 条並びに規則 64 及び規則 65 に基づき開示される、又は第 28 条及び規則 23 に基づき公開される書類に含まれる、又は登録簿に含まれる、庁のファイル中の情報の、欧州特許庁又は欧州特許条約の締約国である国の適格の当局に対する伝達を許可することができる。

総則

規則 89 手数料

(1) 法及び本規則の規定に関連して納付する手数料は、本規則の附則 I その他の箇所に定める手数料とする。(2) 又は(3)に規定する場合を除き、手数料の納付は、アイルランドで営業する銀行に振り出した小切手であって、支払を商工大臣及び線引きした「& Co.」宛てにし、長官に満足の行くように保証されたものを、当該の申請又はこれに関係する事項と共に庁に提示することにより行う。

(2) 手数料を納付する日にアイルランド外に居る者が納付する手数料は、支払を商工大臣及び線引きした「& Co.」宛てとする銀行為替手形又は郵便為替を庁に郵送することにより行う。

(3) 50 ポンドを超えない手数料は、現金で庁に納付することができる。

(4) 適正に納付された手数料の全部又は一部の免除に係る請求は、書面で行う。当該請求に関する長官の決定に対する審判請求は成立しない。

(5) 手数料は、アイルランドの通貨で納付する。

規則 90 様式

本規則に言及する様式は、附則 II に記載する様式とする。

規則 91 書類の署名

(1) パートナーシップに代わって署名されることが意図されている書類は、すべてのパートナーの完全名称を含むものとし、かつ、すべてのパートナーにより、又はパートナーシップに代わって署名する権限を付与された何れかのパートナーにより、又は書類に署名する権限を付与されていると長官が納得するその他の者により署名される。

(2) 法人に代わって署名されることが意図されている書類は、法人の取締役(存在する場合)若しくは秘書役(存在する場合)により、又は書類に署名する権限を付与されていると長官が納得するその他の者により署名される。

(3) 法人格のない団体(パートナーシップでないもの)に代わって署名されることが意図されている書類は、これに署名する権限を適正に付与されていると長官が納得する者が署名できる。

規則 92 送達宛先

(1) 法又は本規則に基づく手続に係る各人及び特許(アイルランドを指定する欧州特許を含む)の各所有者は、1992 年欧州共同体(修正)法(1993 年 No. 25)の意味での欧州経済地域(EEA)協定の締約国である国における送達宛先を長官に届け出るものとし、当該宛先は、法及び本規則のすべての適用上、その者の実際の宛先として扱うことができる。当該人又は特許所有者の送達宛先に宛てられた書簡は、適正に宛てられたものとみなす。

(2) 本条規則の適用上、関係する者又は特許所有者が、送達宛先を特許代理人登録簿に登録された特許代理人の宛先とすることを希望する場合は、長官は、「現在特許代理

人登録簿に登録されている宛先で」という文言を伴う登録特許代理人の名称から成る送達宛先を承認することができる。

規則 93 特許代理人による代理

(1) 法又は本法に基づく手続に関係する者であって、1992年欧州共同体(修正)法(1993年 No. 25)の意味での欧州経済地域協定の締約国である国に居住していないか又は主たる事業所を有していないものは、適正に委任を受けた特許代理人により代理されるものとし、長官又は庁が処理するすべての手続において、当該人を通じて行為する。

(2) (2009年廃止)

規則 94 書類の提出

(1) 特許出願又は法に基づき付与された特許の明細書以外の書類が、法又は本規則により庁に提出すること又は長官に送付することを要求される参考資料、通知、陳述書、反対陳述書又は証拠において言及されている場合は、(2)に従うことを条件として、当該書類の写しを、当該書類に最初に言及している参考資料、通知、陳述書、反対陳述書又は証拠の提出期間と同じ期間内に、次の部数で特許庁に提出する。

(a) 当該書類に最初に言及している文書が2通で提出若しくは送付されなければならなかったものであるか、又は原本に写し1通を添えなければならなかったものである場合は、2通、及び

(b) 他のすべての場合は1通。ただし、法又は本規則により証拠の写しを何れかの者に直接送付することが要求される場合は、当該証拠において言及している書類の写し1通も、直接当該人に送付する。

(2) 長官は、規則27にいう証拠の何れかの様式において言及されているか又は規則25にいう報告の何れかにおいて注意喚起されている書類の写しの提出を要求することができる。当該写しは、要求の通知から2月以内に提出する。

規則 94A 書類の提出

(1) 法又は本規則に基づき長官その他の者に送付することを許可又は要求されている申請、通知その他の書類は、長官により定められ、公報において公告される条件に従うことを条件として、郵便その他の手段で送付することができる。

(2) (1)の適用上、長官は、次を定める指示を出すことができる。

(a) 電子的手段を用いて提出される様式及び書類

(b) 前記の様式又は書類を提出する態様

(3) 長官が申請、通知又は書類を電子的形態で送付ことができると定めた場合は、本規則において2通の提出を求める要件は適用されない。

(4) 長官は、法又は本規則に基づき次のことを要求又は授権されている場合は、本規則に反対の規定があっても、郵便以外の手段を用いてそうすることができる。

(a) 通知その他の書類を送付し、又は与えること

(b) 指示を出すこと、又は

(c) 情報を提供すること

規則 95 外国語による書類

(1) 法又は本規則に基づく手続に関連して外国語による書類を提出する場合は、別段の規定がない限り、長官に満足に行くように証明された当該書類の翻訳文を添える。規則 10A の規定に従うことを条件として、書類が特許出願であるか又はその一部を構成するときは、庁は、当該翻訳文を欠く場合に、長官の指示がない限り、当該書類に関して如何なる更なる措置も取ってはならない。

(2) 当該書類の複数部数の提出が要求される場合は、これに相応する部数の翻訳文を添える。

(3) 法第 30 条(1)に基づき提出する証拠又は規則 94(2)に従って提出する書類が外国語による場合は、長官に満足に行くように証明された当該証拠又は書類の翻訳文を、当該翻訳文を提出するべき旨の請求があつてから 2 月以内に提出する。

(4) アイルランドを指定する欧州特許でその明細書がフランス語又はドイツ語により公表されたものに関して長官に手続が提起される場合において、当該手続を提起する当事者は、当該特許明細書の原文に相応するものとして長官に満足に行くように証明された翻訳文を庁に提出する。

(5) そのような手続の過程で、アイルランドを指定する欧州特許の明細書の補正について許可が与えられる場合は、特許明細書を公表した言語による翻訳文で長官に満足に行くように証明されたものを長官に提出する。

(6) 長官は、不正確と考える翻訳文の受入を拒絶することができ、これに基づき、前記のように証明された別の翻訳文を適切な数の写しと共に提出する。

規則 96 証拠、署名等を免除する権限

本規則に基づき何れかの者が何れかの行為をし、何れかの書類に署名し、若しくは自己若しくは法人のために宣言するよう要求される場合、又は何れかの書類若しくは証拠(規則 27 に基づく証拠以外のもの)を長官若しくは庁に提示若しくは提出するよう要求される場合において、合理的な理由から、その者が当該行為若しくは事柄を行い、当該書類に署名し、若しくは当該宣言を行うことが不可能であること、又は当該書類若しくは証拠を前記のように提示若しくは提出できないことを長官に満足に行くように示すときは、長官は、当該証拠の提示に基づき、かつ、適切と考える条件に従つてそのような行為若しくは事柄、署名、宣言、書類又は証拠を適法に免除することができる。

規則 97 補正の一般的権限

長官が適切と考える場合に、長官が適切と考える条件及び態様で、補正に係る特別の規定が法により設けられていない何れの書類も補正することができ、また、長官が、何人の利益をも害することなく除去することができると思える何れの手続上の瑕疵も訂正することができる。ただし、規則 98 に基づく期限又は期間を延長する長官の権限を害することなく、かつ、当該瑕疵の全部又は一部が庁の側の誤謬、不履行又は懈怠に帰される場合を除いて、長官は、法又は本規則に定める期間を変更する指示を出してはならない。

規則 98 期間を延長する一般的権限

(1) (5)に従うことを条件として、(3)に記載する規則に定める期限又は期間を除き、本規則に基づき何れかの行為を行い又は何れかの手続を取るための本規則に定める期限又は期間は、所定の手数料を添えて長官に請求することにより、長官が適切と考える場合に、長官が指示する当事者への通知及び条件に基づき、長官が延長することができ、また、当該延長は、当該行為を行い又は手続を取る期限又は期間が既に満了していても、許可することができる。

(2) 長官は、(1)に基づく延長の請求が当該の行為を行い又は当該の手続を取るための所定の期限又は期間の満了から1月を超えた後に行われた場合は、(1)に基づく延長を許可してはならない。

(3) (1)にいう規則とは、規則 6、規則 8A、規則 8B、規則 10A、規則 10B(4)及び(5)、規則 14(3)、規則 14(9)(b)、規則 14(15)(b)(ii)、規則 14(17)(b)及び(d)、規則 18、規則 19、規則 19A、規則 21、規則 22(2)、(3)、(6)及び(7)、規則 24(1)、(3A)、(4)及び(6)、規則 28(1)、規則 29、規則 33(4)、規則 33A(1)、(2)及び(3)、規則 33B、規則 34、規則 39(2)、規則 40(3)、規則 48(2)、規則 49(1)、規則 52(1)、規則 82A 及び規則 86 である。

(4) 紛争の当事者が本規則に基づき証拠を提出できる期間が、相手方当事者が本規則に基づき証拠を提出できる期間の満了後に開始し、かつ、当該相手方当事者が如何なる証拠又は追加の証拠を提出することも希望しない旨を長官に通知した場合は、長官は、最初に言及された当事者が証拠を提出できる期間は長官の指示中に定める日に開始する旨を指示することができ、かつ、紛争のすべての当事者にその日を通知するものとする。

(5) (a) 通知、申請又はその他の書類を与え、行い又は提出するために法又は本規則に定める期間が、通信事業に中断、機能停止又は遅延が生じた日であると長官により確認された日に満了する場合は、当該期間は、当該中断、機能停止又は遅延の期間の終了の翌日まで延長される。

(b) 本条規則において、「通信事業」とは、書類を送付する事業をいい、郵便及び電子通信を含む。

(6) 特許出願が、(5)に基づき確認された日又は第 104 条適用上の非就業日の翌日に提出された場合は、第 12 条に定める期間は、前記のように確認されない日か又は非就業日でない翌日から起算する。

規則 98A 長官が定めた期限の延期

(1) 第 118A 条(1)に基づく期限延期の請求は、所定の手数料を添えて第 118A 条(3)について定める期間の満了前に行う。

(2) 第 118A 条(3)の適用上定める期間は、第 118A 条(1)にいう関係する期限の満了日から2月とする。

規則 99 出願の回復(2009年廃止)

附則 I 納付手数料

番号 (1)	項目 (2)	金額(€) (3)
1.	出願	
	法第 II 部－第 18 条(3)	125.00
	法第 III 部－第 63 条(8)	60.00
1A.	法第 II 部－第 18 条(3)に基づく特許出願の遅延提出に係る追加 手数料(規則 8B)	62.50
	法第 III 部－第 63 条(8)	30.00
2.	寄託培養体の試料の分譲を許可する長官の証明書の請求－規則 14(6)及び(16)	12.00
3.	規則 21(2)に基づく追加手数料	
	最初の月	125.00
	2 月目	190.00
4.	優先権主張に必要な先の出願の写しを提出するための1月の期間 延長申請－規則 22(5)	12.00
5.	庁に出願した先の出願に関連する手数料－規則 22(8)	12.00
6.	法第 29 条に基づく調査の請求	200.00
7.	法第 30 条に基づく証拠の提出－規則 27(2)	86.00
8.	規則 27(4)に基づく期間延長の申請	
	各延長月につき	12.00
9.	特許付与手数料	
	法第 II 部に基づく特許出願の場合	64.00
	法第 III 部に基づく特許出願の場合	30.00
10.	特許付与手数料納付期間の延長申請－規則 29	
	各延長月につき	19.00
11.	特許付与の願書を補正する申請－規則 30	12.00
12.	説明、クレーム又は図面を補正する許可の申請－規則 31(3)	30.00
13.	特許出願の更新(規則 33)又は特許の更新(規則 34)	
	法第 II 部に基づく特許出願の場合	
	3 年度	60.00
	4 年度	90.00
	5 年度	114.00
	6 年度	134.00
	7 年度	150.00
	8 年度	176.00
	9 年度	194.00
	10 年度	220.00
	11 年度	242.00
	12 年度	265.00
	13 年度	285.00
	14 年度	311.00
	15 年度	335.00
	16 年度	356.00
	17 年度	382.00
	18 年度	408.00

	19 年度	438.00
	20 年度	468.00
	特許出願が法第 III 部に基づき出願された場合	3 年度から 10 年度まで、前記の更新手数料の半額
13A.	特許出願の回復請求－規則 33A	125.00
13B.	特許出願の回復に対する異議申立－規則 33B	13.00
14.	更新手数料の納付期間の延長請求－法第 35 条(2)及び第 36 条(3)	
	第 1 月	11.00
	第 2 月	11.00
	第 3 月	11.00
	第 4 月	19.00
	第 5 月	19.00
	第 6 月	19.00
15.	失効した特許又は特許出願の回復申請－規則 35	125.00
16.	特許又は特許出願の回復に対する異議申立－規則 36	12.00
17.	特許又は特許出願の回復に係る追加手数料－規則 37	なし
18.	特許明細書を補正する申請－規則 39(1)	60.00
19.	特許明細書の補正に対する異議申立の通知－規則 39(3)	25.00
20.	特許の放棄に対する異議申立の通知－規則 40(3)	50.00
21.	長官に対する特許取消の申請－規則 41(1)	125.00
22.	ライセンスが権利として利用可能である旨の特許登録簿への記入の申請－規則 46	25.00
23.	実施許諾用意によるライセンスの条件設定に係る申請－規則 47(1)	250.00
24.	特許登録簿の記入の取消に係る法第 69 条(1)に基づく特許所有者による申請－規則 48(1)	50.00
25.	特許登録簿の記入の取消に係る法第 69 条(2)に基づく申請	50.00
26.	特許登録簿の記入の取消に対する異議申立の通知	25.00
27.	強制ライセンス又は法第 70 条(1)若しくは第 72 条(1)に基づく特許登録簿の記入の申請－規則 50	310.00
28.	法第 73 条(3)に基づく異議申立の通知－規則 52(2)	50.00
29.	特許登録簿の閲覧－規則 56, 15 分間又はその一部につき	なし
30.	特許登録簿の名称, 国籍, 宛先又は送達宛先の変更請求－規則 57	
	各出願又は特許につき	なし
31.	法第 85 条に基づく申請又は請求－規則 58(1)	50.00
	権原の移転が最初の特許又は出願の場合と同じであるときの各追加特許又は出願	6.00
32.	特許登録簿における利害関係の記入取消に係る申請－規則 59(1)	6.00
33.	特許登録簿の訂正に係る法第 86 条(7)に基づく長官への申請－規則 61(1)	50.00
34.	規則 62 に基づく長官の証明書の請求	12.00

35.	規則 62 に基づき請求された証明書に添付する各書類につき	なし
36.	認証謄本又は抄本の請求－規則 63	3.00
	認証謄本又は抄本から成る書類の各ページにつき	0.60
37.	情報の請求－規則 64(3)	
	1 事項につき	6.00
38.	書類の閲覧－規則 65(1)	
	15 分間又はその一部につき	1.00
39.	調査の請求－規則 66(1)	12.00
40.	調査実施手数料－規則 66(4)	
	調査の各見積り時間当たり	95.00
41.	聴聞の申請－規則 68(1)	60.00
42.	聴聞に出席する旨の通知－規則 68(2)	なし
43.	決定理由の陳述の長官に対する請求－規則 69(2)	95.00
44.	誤謬又は錯誤の訂正の申請－規則 82	6.00
44A.	誤謬又は錯誤の訂正の申請に対する異議申立－規則 82A	12.00
47.	法第 121 条(3)に基づき提出された訂正翻訳文の庁による公表－規則 85	35.00
48.	欧州特許出願の変更請求－規則 86(1)	30.00
49.	国際特許出願の庁への提出に係る送付手数料－規則 87(1)	76.00
50.	国際特許出願の写しの作成－規則 87(2)	
	出願を構成する各ページにつき	0.60
51.	国際特許出願の認証謄本の請求－規則 87(6)	25.00
52.	規則 98(1)に基づく期間延長の申請	なし
	各延長月につき	30.00
52A.	法第 118A 条(3)の適用上定める期間内に行われる、法第 118A 条(1)に基づく期間延長に係る申請	なし
	法第 118A 条(3)及び(5)の一方又は双方に基づき実際に認められた各延長月につき	30.00
54.	1963 年著作権法第 13 条(7)の適用上の公報への通知の掲載に係る申請	なし
55.	庁に出願され、閲覧に公開される特許出願の複製	
	必要とされる各ページにつき	なし
56.	庁において入手することができるその他の公表された特許書類で、長官が随時公報における通知により複製のために利用できる旨示したもの	
	各ページにつき	なし
57.	特許登録簿の記載事項の複製 各ページにつき	なし
58.	庁において入手可能な公表された特許出願、特許又は特許書類分類索引の閲覧	
	各 15 分間又はその一部につき	なし
59.	公衆の閲覧に公開された書類の写真複写又は複製(各ページにつき)	0.30
60.	公開された特許の分類索引又は公開された特許書類の閲覧のためのオンライン・ダイアルイン・アクセスに係る初期接続手数料	2,500

附則 II 様式

様式 1	特許付与の願書 規則 8
様式 2	発明者としての地位及び特許付与に対する権利の陳述 規則 6
様式 3	特許証 規則 32
様式 4	特許更新手数料の納付 規則 34
様式 5	特許代理人への委任 規則 79
様式 6	生物学的材料の試料の分譲を許可する長官の証明書の請求 規則 14(6)
様式 7	専門家に限り生物学的材料の試料を利用することができる旨の長官への通知 規則 14(13)
様式 8	専門家への生物学的材料の試料の分譲を許可する長官の証明書の請求 規則 4(16)

附則 III 廃止規則

年度及び命令番号	名称
1965 年 No. 268	1965 年特許規則
1970 年 No. 159	1970 年特許(改正)規則
1974 年 No. 20	1974 年特許(改正)規則
1976 年 No. 165	1976 年特許(改正)規則
1978 年 No. 110	1978 年特許(改正)規則
1978 年 No. 241	1978 年特許(改正)(No. 2)規則
1979 年 No. 52	1979 年特許(改正)規則
1979 年 No. 300	1979 年特許(改正)(No. 2)規則
1980 年 No. 186	1980 年特許(改正)規則
1982 年 No. 199	1982 年特許(改正)規則
1983 年 No. 198	1983 年特許(改正)規則
1986 年 No. 76	1986 年特許(改正)規則
1987 年 No. 213	1987 年特許(改正)規則
1987 年 No. 330	1987 年特許(改正)(No. 2)規則